

平成29年 第9回

教育委員会臨時会会議録

平成29年3月28日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2469号

平成29年第9回臨時会

日 時 平成29年3月28日(火) 午後1時02分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	薩 田 知 子
	委 員	澤 孝 一 郎
	委 員	田 谷 克 裕

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	益 口 清 美
	庶 務 課 長	佐 藤 雅 志
	教育政策担当課長	山 田 康 友
	学 務 課 長	新 井 樹 夫
	学校施設担当課長	奥 津 英 一 郎
	学校整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	横 尾 恵 理 子
	図書・文化財課長	山 越 恒 慶
	指 導 室 長	渡 辺 裕 之

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	佐 藤 珠 実

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2461号 第12回定例会(平成28年12月13日開催)

第2462号 第28回臨時会(平成28年12月28日開催)

日程第2 審議事項

- 1 議案第22号 港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 2 議案第23号 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について
- 3 議案第24号 港区立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
- 4 議案第25号 港区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 5 議案第26号 港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 6 議案第27号 港区立箱根ニコニコ高原学園条例施行規則の一部を改正する規則について

- 7 議案第28号 港区立赤羽小学校等施設整備基本構想・基本計画（案）について
- 8 議案第29号 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について
- 9 議案第30号 港区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について
- 10 議案第31号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について
- 11 議案第32号 港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 12 議案第33号 港区立みなと図書館処務規程の一部改正について
- 13 議案第34号 港区幼稚園教育管理職業績評定規程の一部改正について
- 14 議案第35号 港区幼稚園教育職員勤務評定規程の一部改正について

日程第3 協議事項

- 1 区立小・中学校における日本語学級の新たな設置について

日程第4 教育長報告事項

- 1 平成29年度予算特別委員会の総括質問について
- 2 寄付の受領について
- 3 (仮称)港区立科学館展示実施設計及び展示物等の製造について
- 4 港区立箱根ニコニコ高原学園一般団体利用再開の告示について
- 5 平成29年度港区立芝公園多目的運動場の臨時休場について
- 6 「港区学校情報化アクションプラン」の進捗状況について
- 7 生涯学習推進課の4月事業予定について
- 8 図書館・郷土資料館の4月行事予定について
- 9 4月指導室事業予定について

「開会」

○教育長 それでは、ただいまから平成29年第9回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の日程第2、審議事項及び日程第3、教育長報告事項の運営方についてお諮りいたします。本日の審議事項は14件、協議事項は1件、報告事項が9件ありますけれども、他の公務のため次長、生涯学習推進課長、指導室長が午後2時45分頃途中退席するため、お配りしております資料のとおり日程を変更して進めたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それでは、そのように進めさせていただきます。

(午後1時02分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、小島委員をお願いします。

○小島委員 分かりました。

日程第1 会議録の承認

第2461号 第12回定例会（平成28年12月13日開催）

第2462号 第28回臨時会（平成28年12月28日開催）

○教育長 日程第1、会議録の承認に入ります。平成28年12月13日開催の第2461号 第12回定例会の議事録、平成28年12月28日開催の第2462号第28回臨時会の会議録につきましては、承認ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それでは、承認することに決定いたしました。

日程第2 審議事項

8 議案第29号 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 日程第2、審議事項に入ります。議案第29号「港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、教育委員会議案資料のナンバー8をご覧くださいと思います。まず、ナンバー8-3、こちらを使ってご説明をさせていただきます。学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

港区立学校施設等使用条例におきまして、使用料の区分につきまして「小学生・中学生」の区分に高校生を加えて区分変更をいたしました。先般の第3回の定例会において条例を改正いたしました。それを受けまして、港区立学校屋内プールの使用に関する規則の個人使用料の減免の規定におきましても、毎月の第2土曜日または第4土曜日の「小学生及び中学生」の使用料の減免の規定に高校生を加えさせていただきたいと思っております。審議内容の1というところでございますが、具体的

には、議案資料の8-2をご覧いただきたいと思います。こちらが規則の新旧対照表になってございます。上段が改正案、下段が現行になっております。今ご説明したところが第9条第3項のところになってございまして、今まで第2、第4土曜日の減免については小学生・中学生のみだったところを、高校生についても料金を同一にさせていただきましたので、改正案、上段のように高校生を加えさせていただいたものでございます。

次に審議内容の2番でございすけれども、屋内プールの個人使用券の様式です。こちらにつきましても、小学生と中学生に、高校生も同じ料金になりますので、様式に加えさせていただくということでございます。こちらは、資料の8-2の2ページと3ページになりますが、3ページが現行の様式でございす。下の様式の方が「小中学生」とだけございすけれども、2ページに戻っていただきますと下の様式の方を、小学生と中学生に高校生を加えた様式とさせていただきたいと思ひます。

施行期日については29年4月1日でございす。

説明は、簡単ですが以上でございす。よろしくご審議の上、ご決定いただけますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見、ございすでしょうか。

資料の8-3の(2)のところの1行目、「小中学生」の小と中の間に「・」が入っていませんが、資料8-3、審議内容の「2」には「・」が入っています。どちらが正しいのですか。

○生涯学習推進課長 申し訳ございませぬ、現行の様式の方は「小中学生」ということで中に「・」が入っていない様式でございすので、今回、見やすいようにきちんと「・」を入れて小学生と中学生と高校生を併記させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第29号について原案どおり可決することにご異議ございませぬか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第29号につきましては原案どおり可決することに決定いたしました。

9 議案第30号 港区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第30号「港区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願ひします。

○生涯学習推進課長 それでは、次に議案資料のナンバー9をご覧いただきたいと思ひます。先に先程と同じようにナンバー9-3を使ひまして、ご説明をさせていただきたいと思ひます。折によってナンバー9-2も一緒にあわせて見ていただきたいと思ひます。ナンバー9-3でございす。

まず審議内容でございすけれども、今回、学校施設の開放の規則につきましては、大きく五つの審議内容がございす。白金の丘学園で学校施設の開放を開始させていただいて、施設の予約システム

というのを導入させていただいたのが平成27年の10月でございます。そこでシステムを活用して実際に地域の方々には、この学園の施設の校庭、体育館、それから柔剣道場、こういったものを地域で活用していただいている。そのときに申請について予約システムで行うこととしてございます。それを受けまして、この学校施設の開放に関する規則におきまして、この施設の予約システムで利用の手続きを行うスポーツ開放の利用について、規則の一部を改正させていただきたいと思っております。

まず1点目でございますが、開放施設の定義につきまして、新たに白金の丘学園で柔剣道場等も地域に開放し利用していただくことになったことから、今までの「学校の校庭及び体育館」から「学校の校庭、体育館、柔剣道場及びテニスコート」と改正をさせていただきます。

恐れ入ります、議案資料の9-2をご覧くださいなのですが、こちらが規則の新旧対照表になっております。上段の方が改正案で、下段の方は現行になってございますが、今ご説明したところが第2条の第1号のところになってございます。このように新たに施設を開放できるところが加わりましたので、その種類を入れさせていただいております。

次に、審議内容の2番でございます。スポーツ開放の定義における施設です。こちらにつきましても「学校の校庭及び体育館」だけから、「学校の校庭、体育館、柔剣道場及びテニスコート」と、増えた施設の種類というものを追加させていただいて改正をいたします。新旧対照表の方ですと、上段の方の第2条の第3号、このような形で種類が増えた形をしっかりと改正させていただきます。

次に、審議内容の3番でございます。スポーツ開放の利用の手続きを行う施設を、今までの「校庭及びテニスコートの夜間開放」、これだけだったものから、先程ご説明させていただきましたように定義で定義づけしました第2条第3号、この改正するスポーツ開放の定義に基づく施設、具体的には校庭、体育館、柔剣道場及びテニスコートになりますが、これをしっかりと明記させていただいて改正をいたします。新旧対照表、議案資料の9-2のところでは上段の第9条、こちらのような形で、第2条第3号で規定したものについて利用の手続きを行うとさせていただきます。

次に、審議内容の4番でございます。スポーツ開放の開放時間を定めた別表において、開放施設に柔剣道場を加えさせていただきます。こちらにつきましては資料の9-2、新旧対照表の裏面になります2ページをご覧くださいなのですが、こちらにスポーツ開放するものの一覧表、別表に定めておりますけれども、上段の方の表の表項のところですが、「体育館」だけではなく、「及び柔剣道場」と施設を加えさせていただいております。

最後に、その他の規定の整備というところでございますけれども、1ページ目の新旧対照表に戻っていただきまして、第9条の第2項でございますが、現行では「第2条第3項」とされていたのですが、これは正しくは「第2条第3号」となりますので、誤りをしっかりと正させていただくというところでございます。

以上のものにつきまして、施行期日は公布の日という形で手続きを進めさせていただきたいと思っております。

簡単ですが説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただけますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見、お願いしたいと思ひます。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第30号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第30号につきましては原案どおり可決することに決定いたしました。

10 議案第31号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第31号「港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、議案資料のナンバー10の一式をご覧いただきたいと思ひます。こちらにつきましても、ナンバー10-3を使いましてご説明をさせていただきます。また、時々ナンバー10-2、新旧対照表の方もあわせてご覧いただきたいと思っております。

それでは、運動場条例の施行規則の一部を改正する規則ですけど、審議内容については大きく4点ございます。

まず1点目でございますが、こちらは先程の学校の屋内プールと同じ理由でございますが、条例におきまして高校生の料金を小学生・中学生と同一の料金と区分を変更させていただいたことを受けまして、運動場の条例施行規則におけるプールの利用券、それからプール利用の清算券、この様式においても小・中学生だけの様式だったところに、高校生を新たに対象と入れさせていただきま

す。

ナンバー10-2の9ページ、10ページ、11ページ、12ページでございますが、まず利用券につきましては9ページと11ページになります。11ページが現行でして、下段の方が今は利用券については「小・中学生」だけになってございます。アンダーラインが引いてあるような形ですね。そこに9ページの下段の利用券のように、小学生と中学生に高校生を加えさせていただきます。

同じようにプールの利用の清算券につきましても、現行につきましては12ページの下の方の様式になりますが、こちらは今、「小・中学生」だけを対象にした様式になっておりますが、10ページの改正案のように、小学生・中学生のところ

に高校生を加えさせていただきます。

次に、議案資料の10-3に戻っていただきまして、審議内容の2番でございます。

運動場の利用期間ごとに定める利用時間につきましては、これまでは運動場の運営要綱の別表で定めておりました。しかし、本来運動場条例におきましては、「午前8時から午後9時までの間において、教育委員会規則で定めるところによる」となっているところがござい

具体的に、例えばなのですが2ページをちょっとご覧いただきたいと思います。下段のところは現行でございます。今、麻布の運動場ですと細かい利用期間ごと、例えば3月から12月までは「いついつからいついつの時間までです」とあるのですが、夏の時間と冬の時間ですとやはり利用できる時間というのが違います。夏は日が高いということがあり、冬は日が高いのでより利用の時間が短く設定されているというところがございますけれども、それが今までは最大の幅、午前8時から午後9時までとしか規定しておりませんでした、より細かく、しっかりと実態に沿った形で、10時から午後5時までのときもあれば午前8時から午後7時までのときもあるという形で、きちんととった形で規定をさせていただくということで、全面的に別表の方を整えさせていただいております。それが2点目です。

それから、審議内容の3点目でございます。運動場の利用の手続きについて、申請の方々が大変多かった場合、多数の場合には抽選によるということの規定するということでございます。新旧対照表、資料10-2の1ページをご覧いただきたいのですが、第3条の第4項、こちらを新たに加えさせていただいたところがございます。こちらにつきましては、今まで、登録・予約の要綱について定めさせていただいておりましたけれども、スポーツセンターについてもしっかりと規則の方でこういった場合の規定をしておりますので、合わせた形で今回、運動場の規則についても、きちんと規則上で規定をさせていただくということで整えさせていただきたいと思います。

最後に(4)、その他の規定の整備のところでございますが、これは資料10-2の1ページ目の第3条第1項のところなのですが、上段の改正案の方ですが、「運動場」の次に(プールを除く。)と書いてございます。正式には(プールを除く。)と表記した方がより分かりやすい、正しい表記でございますので、文言の整理をさせていただいたところがございます。

以上の今回の改正ですが、施行の期日は29年の4月1日ということで整えてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただけますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。

ご質問ご意見、お願いしたいと思います。

確認なのですが、資料10-2の2ページ目の麻布運動場の、例えば野球場を例にとると、今まで利用時間は、規則上は3月1日から12月30日まで午前8時から午後9時ですね。それを今日の改正で細分化していますが、この細分化したものが、現在は、要綱に規定されているわけですか。

○生涯学習推進課長 今までは、「改正案」とある上段のこの細かい時期ごとの規定が、要綱にそっくり規定されていたところがございます。それを今回、ここの規則の改正案にきちんと盛り込ませていただいているところがございます。

○教育長 そうすると、今までは規則の期間と時間帯と、要綱の期間と時間帯を違う形で規定していたわけですね。

○生涯学習推進課長 現在は規則と要綱というところの時間がずれていたというか、規則はより大きな幅で時間が、条例と同じ時間で記載されていて、要綱のところは実態に即した細かい時間が規

定されていたということです。

○教育長 条例は一定の幅で規定しており、細かい期間、時間については規則で定めるとなっているのですね。

○生涯学習推進課長 「定める」とあります。

○教育長 分かりました。

皆さんからはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第31号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第31号については原案どおり可決することに決定しました。

11 議案第32号 港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第32号「港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、議案資料ナンバー11のセットをご覧いただきたいと思います。こちらにつきましてもナンバー11-3、こちらを使ってご説明させていただき、折に触れてナンバー11-2「新旧対照表」の方もあわせてご覧いただきたいと思います。

まず審議内容は大きく3点ございます。

まず、1点目でございますが、こちらは先般の学校の屋内プールとそれから運動場と同じ理由でございますけれども、今回、高校生の利用料金について経済的負担の軽減等ということで、小・中学生と同じ利用の区分に変更をさせていただいたことに伴いまして、こちらの規則につきましても個人使用料の減免の規定におきまして、毎月第2・第4土曜日の小・中学生の使用料の減免の規定に高校生を加えさせていただくというものでございます。資料の11-2をご覧いただきたいと思います。今ご説明させていただきましたところが、上段の改正案の第7条の第2項のところでございます。小学生・中学生のところに高校生も新たに対象として加えさせていただいたところがございます。

次に、審議内容の2番でございます。施設利用券の様式でございますが、こちらについても、小学生と中学生だけだった様式のところに高校生も対象として加えさせていただきます。こちらについては議案資料ナンバー11-2の、ページで申しますと3ページと4ページをご覧いただきたいのですが、4ページが今の現行の施設利用券の様式でございます。下の様式の方ですが、小学生と中学生だけが対象だったところを、3ページのように小学生と中学生と、新たに高校生もその様式に加えさせていただいて対象といたします。

審議内容の3でございます。その他の規定の整備でございます。資料の11-2でございます。1ページ目のところの上段の第5条の第4項でございますが、こちらは「前項に掲げる申請が多数の場合は」の次に句読点「、」を入れさせていただいた方が読みやすいですので、これをきちんと

より正しい表記にさせていただいたという文言整理でございます。

以上の改正につきまして、施行期日29年の4月1日ということで進めさせていただきたいと思っております。

説明の方は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただけますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。

ご意見ご質問いかがでしょうか。

確認ですが、資料11-2の3ページ、利用券の下の方に「現 ¥800」、「現 ¥100」とありますが、「現」とはどのような意味ですか。

○生涯学習推進課長 私もこれは何だろうと思ひまして、改定したときの経緯等もちょっと調べてみたのですが、確実なことは分からないのですが、現金の「現」であろうということで、レシートなんかにもよく現金のときに「現」と書いてあったりすることがあるので、それと同じような形ではないかというところでございます。

○教育長 確認する必要があります。

○生涯学習推進課長 「¥」マークが入っていますからね。

ちょっと文書係の方とご相談して、取ってしまつて構わなければ調整させていただきたいと思ひます。

○教育長 ほかに記載されていないのでしょうか。

○生涯学習推進課長 入ってないです。ここだけ現金の「現」というのが入っています。調整させていただきたいと思ひます。

○教育長 ほかに皆さんからはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、今の部分については事務局に任せていただき、議案第32号について原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第32号については原案どおり可決することに決定しました。

13 議案第34号 港区幼稚園教育管理職業績評定規程の一部改正について

○教育長 次に、議案第34号「港区幼稚園教育管理職業績評定規程の一部改正について」説明をお願いします。

○指導室長 それでは、資料番号13「港区幼稚園教育管理職業績評定規程の一部改正について」、ご説明をいたします。まず資料の確認でございます。1枚めくりまして、「港区幼稚園教育管理職業績評定規程の一部改正(案)」として1ページ目から5ページまで。続いて議案資料ナンバー13-2として新旧対照表が6ページまで。そして議案資料ナンバー13-3、両面刷りの概要。そして、当日配付で恐縮でございますが、ただいま配付させていただきます参考資料の4点でございます。

では、資料ナンバー13-3、「港区幼稚園教育管理職業績評定規程の一部改正について」の概要

をご覧ください。まず四角囲みの審議内容でございますが、平成28年4月1日に地方公務員法が一部改正されたことに伴い、「港区幼稚園教育管理職業績評定規程」の一部改正を行うものでございます。主な改正点といたしましては、本規程の題名の変更、地方公務員法の根拠規定の変更、人事評価の目的の明確化、「勤務評価」の新たな定義、本規程内の「評定」の表記を「評価」に変更、第一次評価結果の本人への告知、幼稚園教育管理職が異動した場合の評価の引き継ぎ等でございます。

それでは、1の「経緯、背景」についてご説明をいたします。

今申し上げましたように改正された地方公務員法の施行に伴い、地方公務員法には、人事評価を人材育成や任用、給与、分限等の人事管理の基礎として活用していくことなど、能力と実績に基づく人事管理を徹底するということが、この法改正で明確に規定されたところでございます。これらの背景や経緯を踏まえて、幼稚園教育管理職の仕事の成果、期待される役割に対する達成度、職務遂行過程で発揮された能力・行動を客観的かつ公平に評価した上で、昇任・昇給等の任用・給与制度等に反映させていくよう、本規程を改正いたします。努力し成果を上げた職員を適切に処遇し、モチベーションの向上や評価結果を踏まえた継続的な人材育成の促進を図ってまいります。また、評価結果の告知について明確に規定することにより、評価に対する納得性や透明性の向上を図ります。

ただいまの資料の1ページ目の下にある表をご覧ください。その四角囲みでございますが、ただいま説明した地方公務員法の改正に伴い、その地方公務員法の中で、人事評価制度を人材育成・能力開発の促進、任用・給与制度への反映、適材適所の配置管理・能力活用、厳正・公正な分限処分等の人事管理の基礎として位置づけることが明確に定義されました。これまでも要領等で、勤務について評定を付与することを人材育成や能力開発など、今申し上げた四つの四角囲みにあったことに反映していたところではあったのですが、改めて地方公務員法の改正に伴って本規程に定めることとしているところでございます。改めて港区教育委員会が人事評価制度としてこの規程に位置づけ、自己申告制度と勤務評価制度の二本柱により、これらを総合的に評価することで適切な人事管理を行ってまいります。

それでは、13-3の裏面の「内容」について、一つ一つご説明をさせていただきます。

まず、(1)の「題名の改正」についてです。資料の13-2、新旧対照表に戻りまして、1ページ目1行目をご覧ください。傍線が引いてございますように、地方公務員法の改正により人事評価を人事管理の基礎として活用するよう本規程を改正することから、本規程の題名を現行の「港区幼稚園教育管理職業績評定規程」から、「港区幼稚園教育管理職の人事評価に関する規程」に改めます。

続いて、(2)の第1条の「目的」についてです。引き続き対照表の第1条をご覧ください。現行規程の根拠だった地方公務員法の第40条が削除され、人事評価の実施及びそれに基づく措置について規定した同地方公務員法の第23条の2、第23条の3が新たに定められたため、こちらの規程の第1条で記載している地方公務員法の根拠条文を変更するものです。また、人事評価を幼稚園教育管理職の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することを規定します。地方公務員法の関係規定につきましては、ただいまお配りしました資料を参考資料として添付しておりますので、後程ご確認をくださいますようお願いいたします。

続いて、(3) 第2条(定義等)についてです。引き続き対照表の第2条をご覧ください。現行規程の第2条では用語の定義について規定していますが、改正後の規程では定義以外の「勤務評価」の観点、こちらはページをめくっていただいたところに「勤務評価」のことが出ているかと思いません。第2項のところに「勤務評価」を加えるために、見出しが「定義」だけではなくて「定義等」と改まっているところがございます。

続いて、第1項の1号「幼稚園教育管理職」の定義については、「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の第2条で幼稚園教育職員を定義しているため、同条例の規定を引用いたします。実はこちらは、現行規程でもそうすべきだったところを今回、修正をさせていただくものがございます。

また、対照表1ページの後ろから3行目、現行規程の第1項第2号の「業績評定」を削除し、改正案漢数字第二号としての「人事評価」、及び2ページ目漢数字第四号の「勤務評価」について新たに定義するものがございます。

「人事評価」については、参考資料「港区幼稚園教育職員勤務評定規程の改正について」、関係法令でございますが、そちらの参考資料の上段のところ、第6条第1項の下線の部分をご参照いただければと存じます。こちらにありますように「人事評価」を「任用・給与・分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう」と定義していることから、新たに1項の2号として「人事評価」を改正案に盛り込むこととなりました。本規程においては第1項第2号において、「人事評価」の定義を「地方公務員法第6条第1項で規定する人事評価」とし、先程の1ページ目の表のところで説明したとおり、港区教育委員会として自己申告及び勤務評価により構成するものいたします。

今、説明しましたように勤務評価の導入に伴い、同項第3号「自己申告」の「被評定者」を「被評価者」に改めます。こちらについては2ページ目の1行目をご参照ください。

この改正は本規程全体に及びますが、「第一次評定結果」を「第一次評価結果」に、「最終評定」を「最終評価」というように文言を整理いたします。また、同項第4号として「勤務評価」を「勤務実績を公正かつ確実に評価し、職務遂行に当たっての適性等を把握するもの」と定義し、第2項で「勤務評価」の観点について「業績評価」と「行動評価」の両面から、「総合評価」として総合的に人事評価をすることを定めるものがございます。

続きまして内容の(4)ですが、こちらは第3条に係る「勤務評価の実施の範囲」になりますので、引き続き2ページの第3条をご参照ください。第2条第1項第4号で「勤務評価」を定義したことに伴い、「業績評定」を「勤務評価」に改めます。この改正は第4条の「勤務評価の基準日」、また第5条の「勤務評価の対象期間」でも同様の改正を行います。

第5条から第10条までは、「評定」を「評価」とするなど文言の整理の改正となりますので、説明は割愛させていただきます。

続いて(6)第11条(第一次評価結果の告知)についてです。対照表5ページをご覧ください。第11条、1行目です。第一次評価者である教育委員会事務局次長が被評価者である幼稚園教育管理職に対して第一次評価結果について告知することを新たに規定し、現行規程第13条第2項で、

本人からの申し出により、教育長が本人に対して評定書の開示ができることとしていた規定を削除いたします。

引き続き第12条をご覧ください。(7)第12条(幼稚園教育管理職の異動への対応)についてですが、人事評価の実施に際し、幼稚園教育管理職が異動した場合には、評価の引き継ぎ等について適切に対応することを定めるものでございます。

施行日については平成29年4月1日といたします。

以上で概要の説明は終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第34号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第34号については原案どおり可決することに決定いたしました。

14 議案第35号 港区幼稚園教育職員勤務評定規程の一部改正について

○教育長 次に、議案第35号「港区幼稚園教育職員勤務評定規程の一部改正について」説明をお願いします。

○指導室長 それでは、ただいま議案となりました「港区幼稚園教育職員勤務評定規程の一部改正について」の概要を説明いたします。

先程ご説明した「港区幼稚園教育管理職業績評定規程の一部改正」と同様、地方公務員法が一部改正されたことに伴い本規程の一部改正を行うものでございます。資料につきましては先程と同様、改正案文が1ページから7ページ、14-2として対照表が1ページから9ページまで、そして14-3として概要を配付しております。なお本規程一部改正の内容については、先程ご審議ご決定くださいました「管理職業績評定の一部改正」と重なる部分が多いために、異なる部分のみについて説明をさせていただきます。これまで毎年度作成される自己申告等は要領に基づき実施してまいりました。そのことについて、このたびの地方公務員法の改正により、本規程で明確に規定することといたします。

それでは、資料ナンバー14-2新旧対照表をご覧ください。

まず自己申告制度についてでございます。新旧対照表1ページ最後にあります第2条第1項第3号、こちらに「自己申告」について規定をしております。「基準日」等については、1枚めくりまして2ページの最後の部分の第3条で規定しております。

なお、自己申告制度とは、年間3回の所属園長との面接の中で、目標設定であったり、それに基づいて実行・成果の確認、そして異動の意向の表明、そういったもののプロセスを通じて職員の意欲・能力の向上を図る制度のことでございます。被評価者である職員は、目標についての成果と経

過及び自己評価等について所属園長と意見交換を行い、意思疎通を図ります。

第3条については、先程申しました自己申告の「基準日」を規定するものでございます。

続いて5ページをご覧ください。第9条で、第一次評価者が職員の勤務実績を日常的に観察し難い職場において、評価補助者を指定することができる旨を定めるものでございます。

続いて7ページをご覧ください。管理職の規程同様、新たに規定された第14条で勤務評価結果の告知を受けた評価結果について不服がある場合には苦情を申し立てることができることを第16条で定めております。

また、今度は8ページをお開きいただきまして、第19条で、評価者に対して評価能力向上のために必要な研修を適宜実施することを定めるものでございます。

施行日につきましては、管理職の規程同様、平成29年4月1日といたします。

以上、甚だ簡単ではございますが、概要の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。

ご質問ご意見、お願いしたいと思います。

○澤委員 第16条の苦情相談員というのは指導室にいるのですか。

○指導室長 委員の構成ですが、教育委員会事務局次長、庶務課長、指導室長により構成されるものでございます。

今申し上げたのは苦情処理委員会の委員で、苦情相談員は庶務課長となっており、事務は指導室が行うこととなっております。

○澤委員 ありがとうございます。

○教育長 それはどこに規定されているのですか。

○指導室長 改正規程の第16条の第5項に規定しています。それについては実施要領に別に定めるということで、この後定めることとなります。

○教育長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 第9条の「評価補助者」のところなのですが、幼稚園の場合に園長が「職員の勤務実績を日常的に観察し難い職場において」ということで、第一次評価者はこういう場合があり得るのですか。

○指導室長 これは実は、県費負担教職員も評定補助者というのをつけているのですけれども、こちらの幼稚園の教育職員に対しても同様のものをしているのですが、通常考えられるものとして兼任園長園、要するに小学校長を兼任している園長の場合に、これはおそらく、教育長が必要だと認めるときには副園長を評価補助者として指定することができる、そういうことを想定しての条文として理解しているところです。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第35号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第35号については原案どおり可決することに決定いたしました。

○生涯学習推進課長 先程ご審議いただきました議案第32号のスポーツセンターの条例の施行規則のところでございますが、確認をできたことがありますので、2点ほど追加でご説明をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○教育長 お願いします。

○生涯学習推進課長 資料についてはナンバー11でございます。議案資料の11-2、新旧対照表の方をご覧いただきたいのですけれども、3ページのところでございます。この施設利用券の¥800というところの前に、現金の「現」、こちらにつきましては、法規上も取ってしまって差し支えないところを確認できましたので、今回、ここも取った形で、きちんと様式についても改正させていただきたいと思います。それが1点でございます。

それともう1点でございますが、新旧対照表、資料11-2の1ページに戻っていただきたいのですけれども、上段の方の改正案の第5条の第4項のところでございます。こちらは、今回改正したところは「多数の場合は、」というところでございますが、大変申し訳ございません、「抽せんによる」の「抽せん」は、正しくは「せん」は漢字ですね、選挙の「選」が正しいところでございますので、今まで表記が正しくなかったもので、今回きちんと改めさせていただきたいと思います。こちらについては、「抽選」と漢字で記載させていただきたいと思います。

以上2点でございます。申し訳ございません、よろしく願いいたします。

○教育長 議案第32号については先程、原案どおりということでしたけれど、今の2点について追加するということがよろしいですか。

(異議なし)

○教育長 では、原案どおり可決ということにさせていただきます。

日程第4 教育長報告事項

5 平成29年度港区立芝公園多目的運動場の臨時休場について

○教育長 それでは次に、日程を変更して、日程第4、教育長報告事項に入ります。「平成29年度港区立芝公園多目的運動場の臨時休場について」説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、教育委員会資料ナンバー6をご覧いただきたいと思います。「港区立芝公園多目的運動場の臨時休場について」でございます。こちらの芝公園多目的運動場につきましては例年、設備点検・清掃等のためにこの期間臨時的休場をさせていただいております。

まず1点目としまして、夏の時期を除きました春・秋・冬の時期でございますが、こちらにつきましてはフットサルコートということで営業しておりますので、そのフットサルコートとして営業するに当たって毎月第1と第3月曜日につきましては、フットサルコートの人工芝を敷いております。

すが、そのラインがテープで引いてあり、運動するとどうしてもそのテープが剥がれてきてしまったりずれてしまったりしますので、そういったものをきちんと張りかえたり、それから設備の点検・清掃等を行わせていただく期間ということで、臨時の休場をさせていただきます。

また、プールとして夏運営している期間の中で1日、8月の7日月曜日につきましてはプールの清掃、それからワックスがけ等を一齐に、シャワー室や更衣室等も含めて行わせていただきますので、臨時休場とさせていただきます。

告示につきましては、こちらでご了承いただきましたら、3月29日にさせていただきます、利用者の方々には速やかに「広報みなと」等を使いまして周知徹底させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項については以上とさせていただきます。

6 「港区学校情報化アクションプラン」の進捗状況について

○教育長 次に「『港区学校情報化アクションプラン』の進捗状況について」説明をお願いします。

○指導室長 それでは、「港区学校情報化アクションプラン」についてご報告いたします。

この「港区学校情報化アクションプラン」でございますが、平成26年度から平成29年度までの4年間の計画でございます。資料7番の一番左側「目標」、縦書きで書いてあるところがございますように、4年計画の三つの目標の柱がございます。一つ目の目標が「ICTを活用した理解を深める授業の実現」、2ページ目も同様ですが、3ページ目に「学校間ネットワークの確立と校務情報化の推進」、そして4ページ目の「ICT環境の安全安心の確保」の三つの目標がございます、それを達成するためにそれぞれ(1)から順に20の施策を実施しているところでございます。

計画3年目の本年度、平成28年度の実績及び最終年度の平成29年度の予定をご説明いたします。なお、先程参考資料としてお示しさせていただいておりますカラー版のA3縦版の資料でございますけれども、こちらは、ちょっと煩雑で分かりにくいのですが、先程申し上げた三つの目標に応じて、それぞれのさまざまな施策がございますので、多少そこは混在している形での表記となっております。ただ、運用していく上ではこちらの表の方が分かりやすいということで、当初の予定に対して現在の資料としてご準備をさせていただいたものでございます。

それでは、一度資料7の方にお戻りいただきまして、まず「ICTを活用した理解を深める授業の実現」のための(1)についてご説明をいたします。「新教育用パソコンの配備」ということで、これまでもハイブリッド型のパソコン、これはいわゆる画面とキーボードが切り離せる形のものです、小学校17校に630台、平成27年度配備できなかった中学校7校に280台配備しております。そして教員に導入効果アンケートを実施しております。今後、この後の整備指針を決定するための、パソコンの導入効果等を検証する予定であります。

それから(2)、横線部で示しているところについては、平成26年度時点で済んでいるので、具体的な実績・予定等がないということでご理解いただければと思います。

(3) 「電子黒板の追加配備」ですが、ちょっと残念なのですが、中学校での全普通教室の電子黒板ということについては、まだ効果が明確になっていなかったということで承認がされなかったのですが、本年度は導入効果のアンケートを実施し、平成29年度では、中学校での電子黒板導入について課題の分析・導入効果を明確にして、説明できるようにする予定でございます。

2ページ目をご覧ください。(5)として「教職員向け研修の充実」でございます。今年度ICT教育に関する研修を3回実施しており、またホームページ管理ツール操作研修も3回実施しております。次年度は、具体的な授業の実践方法をテーマに、回数を増やして10回ほどの研修を実施するほか、異動してくる先生方もいらっしゃいますので、ホームページ管理操作研修を3回予定しております。

(6) 「ICT支援員の活用」についてです。このタブレットが入っていることについては、ICT支援員がいるかないか、ここは非常に大きいところですが、単純に機械の操作等だけではなくて、授業の組み立てや効果的な活用方法などの支援をいただいているところです。小学校では407回、中学校では240回の訪問を実施してございます。次年度も小学校213回、中学校200回程度の訪問を予定しているところでございます。

続いて3ページ目「学校間ネットワークの確立と校務情報化の推進」の(3)「教育ネットワークの整備」についてです。こちらは、1度無線LAN環境を整備したところでございますけれども、無線LANの機器の規格が古くなった小学校2校、中学校2校の機器の更改を今年度実施したところでございます。

(5) 「センター型校務支援システムの導入」についてです。これは若干予定よりも早い形で準備段階から、本年度本格稼働というところでスタートしているものでございます。教員の職務の軽減にかかわるところで、我々としても非常に重要なものであると考えているものでございます。こちらにありますように、全小中学校共通のセンター型校務支援システムを稼働させて、学籍や出欠、成績、保健関係など児童・生徒の情報の一元管理が可能となり、教員間で児童・生徒の情報を共有できるようになったということでございます。管理職等の聞き取りの中では、確実に成果が出ているという声は出ているところでございます。ただ、こちらについても改善点はありますので、業務委託している業者と今後も引き続き連絡調整しながら、教員または管理職の校務軽減に生かしていると考えているところでございます。

(7) 「プリンタの追加配備」についてです。購入後5年以上経過した38台(小学校27、中学校11)のカラープリンタの更改をしたところでございます。

最後、4ページをおめくりください。「ICT環境の安全安心の確保」ということで、(5)として「港区学校情報安全対策基準に基づく運用」ということで、これは毎年行っているのですが、セキュリティアンケートの実施、そして監査も7校で実施しています。次年度、同様に10校のアンケートを実施するとともに、監査10校の実施を予定しています。そして文科省策定予定の「教育版情報セキュリティポリシーのガイドライン」を参照し、必要に応じて学校情報安全対策基準及び実施手順を見直すこととしております。

(6) でございます。「校外からの安全な情報アクセス環境整備」ということで、要するに先生

たちにとって学校外の教育ネットワークにつながるかどうかというのは、これも校務を軽減させる上で重要なポイントではあるのですが、校外でもアクセスできるようにというような文言がアクションプランにあったわけですが、今回、さまざまなセキュリティの関係等によって、校外の範囲というものを港区立学校ということにしているところでございます。そこについて29年度は、すぐに改善ということはまだ予定はないのですが、おそらく30年度以降もし可能であれば、より校外からのアクセスについて、アクションプランにまた織り込まれるかどうか、そういう点も含めて検討することになるかと思えます。

(7) 「その他のセキュリティ対策」です。副校園長を対象にセキュリティ研修を実施しています。平成29年度には、標的型メール攻撃訓練や、副校園長対象のセキュリティ研修の実施を予定しているところでございます。

説明は以上となります。

○教育長 説明は終わりました。

ご質問ございますでしょうか。

○澤委員 一応順調にアクションプランが実現しているのだと思うのですが、先程の総合教育会議でアンケートをとった中で、先生方の要望として一番多かったのが、人的な配慮というのですね。PC、印刷機などの整備、それが2番目に数として多かったのですが、これだけ予算を使っているのにまだPCと印刷機が足りないという現場の状況なのではないでしょうか。

○指導室長 印刷機は、学校の規模によっては多少異なることも当然あるのかなと思います。パソコンについては現在かなり整備をしておりますので、授業時間中に使うタブレット等について、当初は小学校で1校につき40台ということで、またその40台についても、LAN環境がなかなかうまく回っていないということの中で十分でなかったり、そういったことでのご意見であるかということとは想像できますけれども、比較的、カラープリンタとかも各校1台レーザーのものが入っているというのは、港区は当たり前なのでしょうけれども、他区ではそこまでやっているところはないのかなと思います。いずれにしましてもそういった課題には耳を傾けて、また次年度、アクションプランの次の計画を立てますので、その際にまた盛り込んで検討していくようにしたいと思います。

○澤委員 ありがとうございます。

○小島委員 3ページの「センター型校務支援システムの導入」と、4ページの(6)「校外からの安全な情報アクセス環境整備」、この二つについては、先生方の事務負担の軽減に実際問題としてどの程度役に立って、どんな問題点があるのか、詳しいことは分からないのですが、簡単に言うかどうかということなのではないでしょうか。

○指導室長 まず校務支援システムについてですが、基本的にはこの校務支援システムが校外から使えるかということなのです。それが4ページ目の(6)なのですが、研究会等があつて他校に行ったときに自分の学校のデータが見られるというようなことなのですが、各学校の先生方が集まって研究を深めるわけですので、そこでつくった資料などを共有、ほかの学校でも見ることができるということで、そういう利点はあるのかなというのが一つです。

もう一方、校務支援システムの方に戻りますけれども、やはりここに書いてありますように、公文書と言われている、年度末に児童・生徒の指導要録というものがあるわけですが、例えば住所であったりとか家族関係であったりとか、出席・欠席の管理とか、あと指導の記録等ですね、そういったものが電子化されてきますので、そういったものは1度入力すればその指導要録にも記載されますし、通知表の出欠欄にもそれが反映されるということです。以前は全くそれを手書きで学校はやっていたわけです。それを通知表にも手書きで書き、指導要録にも書き、またそれを担任なり学校なりが管理する原簿のものとかも当然つくっておりますので、それも複数回にわたって手作業でやらなければいけないことが一元化されますので、そこについてはかなり校務支援システム導入により軽減を図れているものと考えられます。

今、課題ということでご質問があったわけですが、例えば校外からネットワークにつながることは、港区立学校としたということなのですが、例えば指紋認証のシステムであったり、そういうものを使って、先生方が各家庭に持ち帰ってもできるようなそういうシステムを導入している区や市が多分あると思います。ただ、それについては、現時点での港区のセキュリティの基準であったり予算の関係とか、そういったことでクリアできていないということで、この計画においては、港区立学校内での閉じた形でのアクセス環境を整備、でも、これによって今申し上げたように学校間のやりとりが可能になって、港区はいわゆるアカデミーとして幼・小中一貫教育を進めていたりとか、また連合行事、区教研の組織もしっかりしていますので、他校と一緒に情報共有しながら進めるという上では、ある意味非常に有効にICT環境が整備されていると考えているところでございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

資料ナンバー7と参考資料の関係ですが、参考資料の一番上の(7)、(14)の「当初」欄とは計画で、その下の「現在」欄は、それがどう進んでいるかということを示していると思います。その中で平成28年度の「当初」欄では、「3次構築・テスト」、「4次構築・テスト」、12月からは「3次・4次の構築分本運用」となっていますが、「現在」欄には何も書かれていないので、当初予定が遅れているという読み方で良いのですか。

○指導室長 当初はこのセンターサーバーの設置について、おそらく第3次・第4次と構築していったら確かめてから進めなければいけない。特に第3次の構築については校務システム基盤のようなもの、また4次構築については校外接続基盤のようなものをサーバーの中にきちんと移して行わなければいけなかったということですが、第2次の時点でそれらについてもカバー、やり方を変えてそういったものも網羅してできるようにするために、ここでは3次構築・4次構築はなくなって、現時点では、3次構築でしなければいけなかったこと、4次構築でしなければいけなかったことについても全てできているということで、そういう形の表記になっているということでございます。

○教育長 この表示では、そのように理解できません。

○指導室長 すみません。

○教育長 そこまで分かるように工夫してください。

また、上から四つ目の枠の中の「(13) プリンタの追加配備」についてですが、資料ナンバー7には平成27年度は、48台カラープリンタ追加配備で、平成28年度は、38台機器更改と記載していますが、参考資料には何も記載されていません。

○指導室長 すみません、この参考資料の不備については、今後、より分かりやすい形にしなければいけないものと考えてございます。(13)「プリンタの追加配備」についても、この矢印の中に入れるべきだったかというように思います。申し訳ございませんでした。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

日程第2 審議事項

1 議案第22号 港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、日程を戻しまして、日程第2審議事項に入ります。議案第22号「港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、議案第22号「港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。議案資料はナンバー1の規則案文、ナンバー1-2の新旧対照表、ナンバー1-3の概要となっております。

それでは、資料ナンバー1-3をご覧ください。この組織規則では、港区教育委員会の権限に属する事務を処理するため、港区教育委員会事務局の組織を定めており、課ですとか室、また次長、課長、室長、担当課長のポスト、それと課レベルの分掌事務、それぞれを規定してございます。この中で担当課長ポストにつきましては、組織規則の第3条で「事務局に置くことができる」と規定されておりまして、具体的には事務局の時限的な課題解決に当たるため、特定の組織を指揮するポスト等を必要とする場合に設置するというので、別表で定めてございます。

本日、この議案でご審議いただく内容でございますけれども、現在の学校施設担当課長と学校整備担当課長を統合しまして、新たに学校施設整備担当課長を設置すること、また指導室の分掌事務に教育史の編さんに関することを追加する、以上2点でございます。

まず、学校施設整備担当課長の設置についてでございます。

現行の学校整備担当課長につきましては、人口の急増に伴い児童数も増えております中で、特に緊急度の高い芝浦・港南地域の学校整備に迅速に対応するために、平成28年4月に設置したポストでございます。この1年、さまざまな対応策を検討するとともに、学校関係者や地域の方々と協議を重ね、みなとパーク芝浦に新たに、仮称でございますが芝浦第二小学校を整備するというので、方向性が確定したところでございます。今後、開校へ向けました準備を行ってまいりますけれども、この新設校の整備を含め、他地域でもやはり児童・生徒数の増加に伴う学校施設整備、また老朽化に伴っての学校施設の計画・維持管理ですとか、これらの業務を一体的かつ効率的に進めるため、学校施設担当課長と学校整備担当課長を統合して、新たに学校施設整備担当課長を設置するものでございます。資料の図でございますけれども、左が現行の組織図、右が改正後の組織図となっております。点線部分が、担当課長がそれぞれ指揮・監督する範囲を示しているものでござい

ます。

次に、指導室の分掌事務についてです。

本年の港区政70周年を契機といたしまして、既に進めております港区教育史の編さんにつきまして、平成29年度から執筆や監修の具体的な作業が本格化してまいります。この編さん業務を円滑に進めるため、この作業の中心を担う指導室の分掌事務に「教育史の編さんに関すること。」の文言を追加するものでございます。資料にあるとおり、左が現行の分掌事務、右が改正後の分掌事務でございます。

施行期日は平成29年4月1日です。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見、ございますでしょうか。

○澤委員 学校施設担当課長、学校整備担当課長を統合して一つにするというのは、芝浦の第二小学校も大枠が見えて、一応、役割というか施設関係の大きな課題が一つクリアできた、そういう背景ですか。

○庶務課長 大きくはそういうことかと思えます。確かに1年前は、一体先どうなるのか、全く皆目見当つかないぐらいの厳しい状況でありました。それが本当に久しぶりの学校の新設ということで、一つの大きな山を越えたということでございます。ただ、引き続き、今も手がけております港南幼稚園の増築ですとか、その他の地域でもやはり課題があり、決して全部役目を終えたということではありませんので、大きな山は越えたもののまだ残る課題を効率的に進めるということから、ポストを統合するというものでございます。

○澤委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

では、採決に入ります。議案第22号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第22号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第23号 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について

○教育長 次に、議案第23号「港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について」説明をお願いします。

○庶務課長 議案第23号「港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について」ご説明いたします。議案資料はナンバー2の規則案文、ナンバー2-2の新旧対照表、ナンバー2-3の概要です。

それでは、ナンバー2-3概要をご覧ください。この組織規程では、課を構成する係ですとか係単位の分掌事務を定めております。

本日、本議案でご審議いただく内容でございますけれども、まず図書・文化財課の運営係を廃止しまして、利用者支援係に一元化すること。また、指導室に教育史編さん担当、担当係長制でござ

いますけれども、これを設置するということの2点でございます。

初めに、図書・文化財課でございます。

現行の運営係では資料の整備方針や図書館の運営など、また利用者支援係では障害者サービスや文化事業を行っているところでございます。この各係の業務の安定的な運営体制の確保、また図書館利用者への支援強化による区民サービスの一層の向上を図るために、運営係を廃止して利用者支援係に一元化するというものでございます。改正前後の分掌事務はこの下の表のとおりでございます。左側が現行の各係の分掌事務、右側が改正後の利用者支援係の分掌事務になってございます。

次に、裏面、2ページに移り、指導室でございます。

区政70周年を契機として進めております新たな港区教育史の編さん、こちらを円滑に進めていくために、編集作業の中心となります指導室に教育史編さん担当という、担当係長制でございますけれども、このポストを設置するというものでございます。教育史編さん担当の分掌事務は資料のとおりでございます。

施行期日は平成29年4月1日です。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見はございますでしょうか。

○**小島委員** 教育史編さん担当は係長を置くということでしたね。係長と、全部で何人ぐらいで教育史編さんを担当するのですか。

○**庶務課長** 教育史編さん担当、ポストとしては担当係長1名がそれに携わるということですが、現在もそうですけれども、教育史の編さん委員会の運営事務局は庶務課になってございます。また、教育委員会事務局全体で取り組むことになるとは思いますけど、その中心的な役割を果たすという意味で、ここの担当係長が具体的な編集ですとか執筆ですとか、関係作業の色々な調整を担うということでございます。

○**小島委員** ここの係長もとの直属の課員というのかな、担当課員というのか、それはいないということになるのですか。直属の部下と言え一番分かりやすいかもしれませんが。

○**庶務課長** 部下という形の職員はおりません。

○**指導室長** センターは人数が少ない職場ですので、今までのセンターの業務の中で具体的にその編さん担当の係員という形ではないのですけれども、その中で協力してやることになっているとか、また現在も臨時職員がついて図書資料の整理等をしておりますので、そういった形の中で当然、退職した校長先生方であったりとか、あと指導主事等もかかわらなければなかなか難しいということで、そういった人たちの力を借りて進める形になろうかと思えます。あくまでも仮でございますけれども。

○**小島委員** 具体的に何人ぐらいでチーム組んで、どうやって仕事を進めていくのか、経験者が来るのか、何がと、全然分からないので、これでいいのかなと。いけないとは言いませんが、大丈夫なのかな。室長が責任を負うわけですか、これは。

○**指導室長** この編さんの具体的な実動部隊としては、指導室の教育センターとして担当いたします。先程庶務課長が申し上げたとおり、例えばその編さんの委員会、親組織というのでしょうか、

そういったものは庶務課が事務的な作業をしていただき、そういった形に了承をいただきながら、実動はセンター、指導室の方で担当するということです。

○小島委員 指導室と庶務課とどっちがいいのかなと、色々疑問を感じたものだからお聞きしたのですが、何とかやっていたらいいかと。

○庶務課長 説明が不十分ですみません。

職員としてのポストはこのような形で置きますけれども、実際の進め方は、学識経験の先生方をお呼びして編集会議というのを立ち上げて、その事務局は担当係長が担うということになるかと思えます。実際のところある程度こういったものを熟知した、おそらく退職された校長先生だとか色々な方々にお手伝いいただき、場合によっては臨時職員の雇用ということも可能でございます。この編さん業務全体に関しては支援事業者と契約を結んでございますので、そのノウハウを持っている事業者の協力のもと、この担当係長、またその他のスタッフを含めて編さんを進めていく予定としてございます。

○小島委員 分かりました。指導主事が何かやらなくてはいけないかという、それだけ余力があるのかという気がしたものですから、むしろ庶務課でやった方がいいのかなとちょっと考えたものですから。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第23号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第23号については原案どおり可決することに決定いたしました。

3 議案第24号 港区立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第24号「港区立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、議案第24号「港区立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明をさせていただきます。

資料ナンバー3をご覧ください。初めに資料ナンバー3-3をご覧ください。改正の概要でございます。

審議内容でございますけれども、六本木中の通学区域の中に既に統合されてなくなっている飯倉小学校の記載が残っていたため、その記載を削除するものでございます。

次に、改正内容です。平成16年、麻布小と飯倉小が統合した際、規則を改正いたしましたが、その際削除すべき飯倉小が残っていたものでございます。そのため今回削除をさせていただきます。施行期日は公布の日からとさせていただきます。

最後に、資料の3-2をご覧ください。これは新旧対照表でございます。六本木のところを見て

いただくと、下の方に飯倉小学校が残っております。

簡単ですが説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただけますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。

ただいまの説明に対して、ご質問ご意見、お願いいたします。

○小島委員 これ、統一して、小学校の通学区域は直した記憶があるのですが、中学校までは気がつかなかった。当時の澤委員長、気がつきませんでしたか。

○澤委員 申し訳ありません。

○小島委員 いやいや、あのときはこの件よりももっと大変な統廃合の問題を委員長としてやって頂いていたから。

○教育長 よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第24号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第24号については原案どおり可決することに決定いたしました。

4 議案第25号 港区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第25号「港区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○学務課長 次に、議案第25号「港区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明をさせていただきます。

資料ナンバー4をご覧ください。初めに資料ナンバー4-3をご覧ください。改正の概要でございます。

まず最初、審議内容でございますけれども、この規則の第2号様式、条文で言うと第3条で定める様式でございますけれども、その裏面にある教示文の文言、教示文というのは3カ月以内に訴えを提起できますとか、そういう教示です。その文でございますけれども、そこに不足等があることが判明したため裏面を改めるものでございます。

初めに1の概要です。行政不服審査法の全部改正が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、東京都は都の規則の2号様式裏面に記載されている不服申し立てに関する期間等を改め、平成28年2月、区に同様な改正を行うよう通知をいたしました。区は、この通知を受け区の規則を確認しましたが、改正の必要はないと判断しておりました。しかし、東京都の通知文を再度確認し、また区が設定している行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則と照らし合わせたところ、教示文の文言に不足等があることが判明しましたので、今回、区の規則

の第2号様式裏面の教示文にかかわる部分について改正するものでございます。

2の改正内容につきましては、4-2の参考資料をご覧くださいませでしょうか。新旧対照表でございませ。右側が現行です。左側が改正案でございませ。二重線になっている部分が本来都の通知を参考に平成28年4月1日付で改正すべきであった箇所、一本線の部分が今回見つけた文言の誤りでございませ。

最初に二重線の部分を上からご説明いたしますと、まず最初に補償内容のところでは、「1年6箇月」を「1年6か月」に改めませ。漢字を平仮名に改めませ。

その下の「注意事項」の部分でございませけれども、4の「6箇月」をやはり平仮名の「6か月」に改めませ。

また、その下に「なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」という文言を加えませ。

そしてその下「なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」という文言も追記をいたします。

次に、都の通知とは別に今回見つけた文言の誤りがございませ。一本線の部分をご覧ください。

上からですけれども、「補償の内容」のところでは、「下記」を「次」に改めませ。

また、その下「注意事項」のところの「審査の請求」を「審査請求」に改めませ。

次に、その下「認定」を「決定」に改めませ。

次に、「通知書を受け取った日」を「決定があったことを知った日」に改めませ。

次に、訴訟において港区を代表する者を「港区」から「港区教育委員会」に改めませ。

概要の方に戻っていただきます。裏面でございませ。2ページ目ですけれども、最後ですね、3の施行期日については公布の日からとさせていただきます。

次に、資料の4-2をご覧ください。1ページめくっていただいて2ページをご覧ください。これは裏面の全体像でございませ。2ページ目が改正案、次の3ページが現行となります。内容は先程申し上げたものと一緒でございませ。

それから最後に、4-3の参考資料をご覧くださいませでしょうか。こちらが28年2月の都の通知となっております。

簡単ですけれども説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただけますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見ございませでしょうか。

○小島委員 ポイントとして何が変わったのですか。

○学務課長 教示文を通常の教示文に直した、分かりやすく通常どおりに直したということございませ。

○小島委員 この注意事項で「港区長」を「港区教育委員会」に直してございませよね。ここも実務と

しては非常に大きなところですよ。

○学務課長 決定した者が港区教育委員会ということなので、区長ではなくて、申し立てる先も港区教育委員会であるということでございます。

○小島委員 そうすると、港区教育委員会だから、実質的には教育長が訴訟の対象になるということですよ。

○教育長 もともとは、港区長ではないでしょう。これは間違いですよ。

○学務課長 この文書を作成するときに他区のものを見て、それが間違っていたということでございます。

○小島委員 組体操の被告は誰になっていましたか。気がつかない。

○指導室長 組体操の訴訟は港区が。

○庶務課長 先日、異議申し立ての案件のときと同様でございます。あくまでも被告は港区なので、港区を代表する者は教育委員会であれば教育委員会であるということでございます。あくまでも被告は港区。

○小島委員 ただし教育委員会が決定したことだから、教育委員会で受けるということでしょうか。

○学務課長 おっしゃるとおりでございます。裁決等は教育委員会でやるということでございます。

○教育長 よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第25号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第25号については原案どおり可決することに決定いたしました。

5 議案第26号 港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第26号「港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○学務課長 次に、議案第26号「港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明をさせていただきます。

資料ナンバーの5をご覧ください。初めに資料ナンバー5-3をご覧ください。こちらも改正の概要でございます。

審議内容でございますけれども、児童福祉法の一部が改正されたため、それに合わせて区の規則を改正するものでございます。

次に、児童福祉法改正の概要です。法の中で「情緒障害児短期治療施設」としていた施設の名前を「児童心理治療施設」と変更するものでございます。その理由ですけれども、ここにも書いてありますが、対象者を「環境上の理由により、社会生活への適応が困難になった児童」に限定して、その目的を「主として、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を行うもの」と明確化するため、施設の名称の中に「児童」とか「心理」とか「治療」といった文言を入れ

て、変更したということでございます。

施行期日ですけれども、平成29年4月1日とさせていただきます。

簡単ですけれども説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただけますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見、ございますでしょうか。

○小島委員 言葉の文言で、社会に滑らかに通用する名前に変えたのだらうと思うのですけれども、この「短期治療施設」ってもともと短期なのですか、これは。どのくらいの短期なのかよく分からないのですが、もともとの名称のこの「短期」というのはそういう予定なのですかね。

○学務課長 確認はしてないのですけれども、短期間の治療のための施設だと考えております。

○小島委員 対象は幼稚園児童ですよ、これ。

○学務課長 幼稚園児童だけということではございません。

○教育長 調べて後で説明してください。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第26号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第26号については原案どおり可決することに決定いたしました。

6 議案第27号 港区立箱根ニコニコ高原学園条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第27号「港区立箱根ニコニコ高原学園条例施行規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○学務課長 次に、議案第27号「港区立箱根ニコニコ高原学園条例施行規則の一部を改正する規則について」、ご説明をさせていただきます。

初めに資料の6-3をご覧ください。改正の概要でございます。

審議内容は、箱根ニコニコ高原学園条例における使用料の「小学生・中学生」の区分に高校生を加えたことに伴い、条例施行規則の区分も変更するものでございます。

改正理由でございます。高校生の保護者及び本人の経済的負担の軽減等の理由から変更するものでございます。

改正内容でございます。これは資料の6-2の方をご覧くださいませでしょうか。1ページ目をおめくりいただいて2ページ目でございます。「利用申請書」ですけれども、2ページが現行でございます。真ん中に「使用料」と書いてありますけれども、ここに「小・中学生」とございます。これをめくっていただいて「小学生・中学生・高校生」と。「小・中」と略しておりましたけれども、この部分を正式に「小学生・中学生・高校生」と書かせていただきます。

おめくりいただきまして、様式の「利用承認書」ですけれども、まず4ページ目が現行でございます。真ん中あたりにやはり「使用料」と書いてありますけれども、「小・中学生」を、おめくり

いただきまして改正案で「小学生・中学生・高校生」と変えております。

またおめくりいただきます。次は6ページ目で「使用料減免申請書」の様式でございます。これも真ん中に「利用人員」ということで書いてありますけれども、「小・中学生」を、めくっていただきまして7ページ目で「小学生・中学生・高校生」としております。

次に「使用料減免承認書」でございますけれども、これの「利用人員」で「小・中学生」、これを9ページで「小学生・中学生・高校生」としております。

次に10ページ目が「利用取消申請書」でございますけれども、「利用人員」のところに「小・中学生」と書いてありますけど、これを、11ページをめくっていただきますと「小学生・中学生・高校生」としております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただけますようお願い申し上げます。

○教育長 説明は終わりました。

ただいまの説明に対して、ご意見ご質問、ございますでしょうか。

○小島委員 本日のテーマではないですが、「減免」の免除というのはどういう意味ですか。ちょっと本日のと関係ないのですが。

○学務課長 障害者団体などがお使いになったときに、免除ができます。

○小島委員 なるほど。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第27号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第27号については原案どおり可決することに決定しました。

では、次長、生涯学習推進課長、指導室長は中途退席いたします。

7 議案第28号 港区立赤羽小学校等施設整備基本構想・基本計画（案）について

○教育長 それでは、引き続き審議に入ります。

次に、議案第28号「港区立赤羽小学校等施設整備基本構想・基本計画（案）について」説明をお願いします。

○学校施設担当課長 それでは、議案第28号「港区立赤羽小学校等施設整備基本構想・基本計画（案）について」ご説明します。議案資料ナンバー7を用いて説明します。なお、参考資料は概要版です。

議案資料の1ページをお開きください。最初に、第1章1-1の「基本構想・基本計画策定の目的」です。2番目の・からとなりますが、赤羽小学校、赤羽幼稚園につきましては、校舎、園舎が老朽化していることや、園児や児童数の増加が今後も見込まれており、教育環境のさらなる向上を目指し施設整備を進めます。

放課GO→クラブあかばねにつきましては、児童数増加に対応する方針とし、必要な面積規模を確保します。これらの施設整備に向けた基本的な枠組みをつくることを目的とします。なお、小規模多機能型居宅介護施設（以下「介護施設」と呼びます）については、区で決定した敷地利用方針に基づき施設の配置について整理いたします。

学校関係者、小学校、幼稚園のPTA役員や地域の代表等による「基本構想・基本計画策定委員会」を4回開催し、基本的な考え方について検討を行いました。本編の58ページをご覧ください。策定委員の名簿を記載いたしております。参照ください。

次に、1-3「これまでの経緯」です。3ページの「区で決定した敷地利用の方針」をご覧ください。区は、赤羽小学校・赤羽幼稚園に隣接する赤線で囲んだ敷地（以下「北側敷地」と呼びます）と、新たに取得した、下の道路を挟んだ南側にあります青色と緑色を合わせた南側敷地を一体的に活用し、北側敷地には小学校の校庭、プール、幼稚園及び放課GO→クラブ、南側敷地には小学校校舎及び介護施設をそれぞれ配置することを決定しました。

次に、14ページをご覧ください。「赤羽小学校・赤羽幼稚園の児童数・園児数の推計」です。

まず、赤羽小学校の児童数と学級数の推計です。赤字で書かれています平成47年度と平成48年度が最大710名となり、必要な普通教室は22教室となります。以上の推計から、1学年4教室として計24学級の普通教室を設置します。そのほか転用可能な教室6教室を計画します。

次に、赤羽幼稚園の園児数と学級数の推計です。就園の推計から、平成43年度に赤字で書かれています最大166名となり、必要な学級数は6学級となります。3歳児から5歳児の3学年の各学年2学級で6学級を計画します。

次に、第3章の「赤羽小学校、赤羽幼稚園、放課GO→クラブあかばね、小規模多機能型居宅介護施設の概要」についてですが、後程ご参照ください。

次に第4章の「基本構想」についてです。22ページをご覧ください。4-1の施設整備のコンセプトについてです。策定委員会で検討を重ねた結果、施設整備における基本的な方針として、教育環境のさらなる向上を目指し、地域の核として以下の5点とします。

1点目は「伝統・歴史・景観を次代に受け継ぐ、赤羽ならではの学校・幼稚園づくり」です。敷地内に残るムクの木や猫塚等をできるだけ残します。

2点目は「自然の光や風、緑に満たされ、五感を刺激する『徳』『知』『体』を育む学校・幼稚園づくり」です。豊かな自然に触れられる恵まれた環境を残し、光や風を取り込み、自然を五感で感じる豊かな環境を創出します。

3点目は「赤羽小学校・赤羽幼稚園との連携・交流を深め、複合施設を活かした地域の核となる学校・幼稚園づくり」です。

4点目は「地域防災の向上に貢献し、防犯性の高い安全・安心な学校づくり」です。

5点目は「地球環境と共生する学校、地球環境へ貢献する学校づくり」です。地球環境の負荷低減に向けた施設づくりを目指します。

次に、4-2の「南側敷地の配置計画の比較」についてです。24ページの配置比較表をご覧ください。A3版で折り込んである図です。まず南側敷地の配置計画の比較についてです。

小学校と介護施設を別棟とするA案の配置として計画をします。理由です。A案は小学校を整形プラン、つまり長方形とすることで廊下からの視認性が高まり、より安全な平面計画が可能です。さらに教室配置の自由度が高く、教室数も最大限確保することができます。また、介護施設の利用者や学校にとっても採光・通風がとりやすく良好な環境を確保できます。さらに介護施設の開設時期を学校の建設を待たずに早期に行うことが可能です。

次に、4-3の「北側敷地の配置計画の比較」についてです。25ページの配置比較表をご覧ください。これもA3版の折り込み資料となります。

B案の配置として計画します。理由です。B案は小学校と幼稚園の距離が近いために幼小の連携が行いやすく、児童が施設を利用しやすい配置です。さらにA案は園庭に段差があり二つに分かれてしまいましたが、B案は平ら、フラットでまとまった広い園庭が確保でき、園児が安心して伸び伸び遊ぶことができます。

次に、第5章の「基本計画」についてです。31ページをご覧ください。

最初に、「必要諸室、面積規模」です。赤羽小学校通学区域において今後も児童数の増加が見込まれるため、児童数の推計により1学年4教室として、小学校新設校舎に普通教室24学級と特別支援学級3学級を設けます。また、転用可能な教室を6学級計画します。普通教室の面積は約64平米、保育室は約60平米を確保します。小学校の校庭面積は設置基準の7,200平米を確保します。赤羽幼稚園新設園舎には保育室6学級を確保します。幼稚園の園庭面積は設置基準により640平米を確保します。

なお、33ページには小学校の新設校舎、34ページには幼稚園新設園舎の教室と面積の一覧表を掲載しておりますので、後程ご参照ください。

次に、「配置計画」についてです。40ページをご覧ください。A3の見開きとなります。小学校新設校舎、幼稚園新設園舎の配置計画案をご覧ください。

小学校新設校舎につきましては、地下2階地上5階建て、延べ面積が約11,600平米で計画しています。上の北側の部分の幼稚園新設園舎につきましては、地下1階地上4階建て、延べ面積が約3,100平米です。幼稚園部分につきましては地下1階から地上2階部分、放課GO→クラブにつきましては地上2階の一部と地上3階部分、小学校の屋外プールは地上4階部分にて計画しております。

なお、北側敷地と南側敷地につきましては道路上空通路で結ぶ計画をしており、道路内許可に向けた協議を進めています。

また、幼稚園につきましては仮園舎として小学校の新設校舎を使用します。

次に、学校施設開放・園庭開放の考え方です。39ページにお戻りください。

開放場所として、黄緑色で着色した校庭と水色で着色したアリーナを計画しております。赤い線で示された部分が施設箇所となります。グレーは学校専用部分です。幼稚園に関しましては黄色の園庭開放が可能な建物の区画を計画します。

次に、防災計画です。52ページをご覧ください。A3見開きとなります。

災害時の避難場所として、赤い線で囲った左下のところから講堂、右側に移ってもらってアリー

ナ、このアリーナの上の赤い線の多目的を避難所スペースとして計画しております。アリーナの横に防災倉庫。1階の講堂の右側になりますが、マンホールトイレ10基を設けます。また、地震時の停電に備え72時間対応の自家発電装置を計画します。

次に、53ページの「環境配慮計画」をご覧ください。「港区区有施設環境配慮ガイドライン」に則して、民間建築物よりも高い区有施設の環境性能確保に取り組みます。

最後に、第6章の「整備スケジュール（案）」についてです。55ページをご覧ください。29年度、来年度から30年度に基本設計、30年度から31年度に実施設計、31年度11月末に工事着手、34年の11月に赤羽小学校新設校舎の竣工、35年1月に小学校新設校舎の運用開始、37年12月に新設園舎竣工、38年4月に新設園舎の運用開始を目指します。

説明は以上です。よろしくご審議の上、決定されますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。

ご質問ご意見、ございますでしょうか。

○澤委員 教育委員会としては長年念願だった赤羽小学校・赤羽幼稚園の改築ということで、先程の14ページの説明によると児童数が700名台まで増える、今の倍ぐらいになるということですね。それに対応する校舎・教室ということで、よかったなと思います。それで一つ確認なのは、校庭のスペースがありましたね。校庭が、今が1,600平米ですか、それが3,000平米まで広がるということですが、今の児童数でも今の校庭は狭いではないですか。それが、人数が倍になって3,000平米で足りるのですかということ、どうなのでしょう。

○学校施設担当課長 校庭の面積につきましては40ページのところに、このような形で約倍になるということと、あと新設校舎の屋上にも屋上校庭ということで設けています。さらに新設校舎の南側に小学校の遊び場ということで、約360平米ほどなのですが、小さい遊び場ということです。さらにアリーナということがありますので、そういうものも含めて一体的に使わせていただくということで、かなりゆとりがあると考えています。

○澤委員 なるほどなるほど、分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第28号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第28号については原案どおり可決することに決定いたしました。

12 議案第33号 港区立みなと図書館処務規程の一部改正について

○教育長 次に、議案第33号「港区立みなと図書館処務規程の一部改正について」説明をお願いします。

○図書・文化財課長 それでは、審議事項12、「港区立みなと図書館処務規程の一部改正」につ

きまして、ご説明をさせていただきます。お手数ですが教育委員会議案資料ナンバー12をご用意ください。初めにクリップ留めの、一番最後の資料ナンバー12-3に基づきましてご説明をさせていただきます。

今回ご審議いただきます内容ですが、先程議案第23号としてご審議いただきました「港区教育委員会事務局組織規程の一部改正」におきまして、図書・文化財課の組織を改正することに伴い、みなと図書館の処務規程の一部を改正するものでございます。

1の「改正内容」でございます。現行の運営係が担う業務と利用者支援係が担う障害者サービス及び文化事業を一元化することにより、みなと図書館の安定的な運営体制を確保するため、みなと図書館の組織について、現行の運営係と利用者支援係を統合するとともに、両係の分掌事務を利用者支援係に再編するものでございます。あわせて、みなと図書館の職員として充てる職員の規定を改正します。

2の「施行期日」につきましては、平成29年4月1日になります。

恐れ入りますが、資料ナンバー12-2新旧対照表をご覧ください。今回の改正内容について、上段が改正案、下段が現行となっております。

まず第2条でございます。「係等の設置」についてでございますが、下段にあります「運営係」につきましては、「利用者支援係」に統合することから削除するものでございます。

次に、第3条の「分掌事務」についてです。下段の運営係、こちらが1ページ目の後ろの方から一から九までございます。そして2ページ目の利用者支援係、こちらが四つの分掌事務がございます。こちらを、2ページ目の上段にございます利用者支援係のとおり、13の項目に分掌事務として再編をするものでございます。

次に、第5条の「充てる職員」についてでございます。新旧対照表の3ページ目になります。「図書・文化財課運営係長の職にある者」をみなと図書館の運営係長として位置づけておりましたが、先程申し上げたとおり係の統合を行うことによりまして、こちらの規定については削除いたします。

最後の「付則」でございますが、この訓令は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

最後に、教育委員会議案資料ナンバー12を1枚おめくりいただきたいと思っております。こちらがみなと図書館処務規程の一部改正の案文ということになってございます。先程新旧対照表で申し上げた第2条、第3条及び第5条、そして付則についての案文がこちらのもとなります。

甚だ簡単ではございますけれども、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問ご意見、ございますでしょうか。

○澤委員 特に本質的なことではないのですが、今の図書・文化財課長の説明ですと、資料12-2の下段の現行で運営係というのが一から九まであって、これは図書館の結構根幹にかかわることだと思います。一方利用者支援係というのは、利用者支援ということで極めて限定的な分掌事項ですよ。それにもかかわらず名前を「利用者支援係」としたのは、こっちの名前の方がいいということですか。

○**図書・文化財課長** 名前についてでございますけれども、やはり総合的に図書館の利用者の方を色々な面から支援していくということで、利用者支援係という名前にさせていただくものです。

○**澤委員** 運営係などというよりはそっちの方が、対象が区民というのが見えている、そういうことなのですね。分かりました。

○**小島委員** この「図書館処務規程」の「処務規程」って何か物すごく古めかしいですが、そんなに古めかしくもないですか。

○**図書・文化財課長** こちらのみなと図書館の処務規程につきましては、平成10年3月25日に最初に規定させていただいているものでございます。こちらは、教育委員会訓令第12号として全部改正をさせていただいております。なお、平成10年3月まででございますけど、港区立図書館のみで構成しておりましたので、港区立郷土資料館については社会教育課というところに所属していた経過がありますけれども、図書・文化財課としてできたのが平成10年のことございまして、それに伴いまして、このときにその規程を設けさせていただいたというものでございます。

○**小島委員** 庶務課長、この「処務規程」というのは、ほかにもこういう言葉を使っているのですか。

○**庶務課長** 記憶ですけれども、例えばみなとリサイクル清掃事務所処務規程とか、そういった形で設けてございます。

○**小島委員** 先程の規則のときは何だったかな、「組織規則」とか何か。

○**図書・文化財課長** 先程ご審議いただいた図書・文化財課の各係ごとの部分につきましては、教育委員会事務局の「組織規程」であります。

○**小島委員** 分かりました。ちょっと細かいことで、この「処務規程」というなかなか難しい言葉だと思って聞いたのですけれど。

○**教育長** やがてまた出てくるかもしれないので、「処務規程」というのはこういうもので、「組織規程」、「組織規則」はこういうものですよというように、整理して、また情報提供してください。

○**庶務課長** 情報提供させていただくように準備させていただきます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第33号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○**教育長** ご異議がないようですので、議案第33号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第3 協議事項

1 区立小・中学校における日本語学級の新たな設置について

○**教育長** 次に、日程第3、協議事項に入ります。「区立小・中学校における日本語学級の新たな設置について」説明をお願いします。

○教育政策担当課長 初めに、資料につきまして事前に十分にご覧いただく時間がなくなってしまいましたことをお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料ナンバー1でございます。区立小・中学校における日本語学級の新たな設置につきまして、ご協議をお願いしたい内容でございますが、外国人児童・生徒への日本語指導のため、現在筈小学校に2学級設置しております日本語学級につきまして、平成30年度から麻布小学校で1学級、六本木中学校で2学級を新たに設置することを、これから東京都と協議を始めることでございます。

資料の1、日本語学級等につきまして説明させていただきます。

日本語学級は、東京都の設置要綱に基づきまして教員を配置する、東京都の認証を受けた上で区が設置する制度でございます。東京都の認証を受ける上で、児童・生徒が10人以上通級、通う場合に東京都が認証し教員が配置される制度でございます。1学級の編成基準は20人でございます。また、通級の期間ですが2年間が上限となっております。設置校以外の学校から通うことも可能でございます。小学生につきましては保護者の送迎が必要でございます。

平成30年4月に新たに日本語学級を設置する場合がございますが、今年、29年4月に東京都へ通級者の見込みに関する資料を提出する、その上で東京都と協議を始める必要がございます。その後、東京都で予算措置がされた後に、平成30年2月に、日本語学級の設置申請書とともに実際に通級する児童・生徒の名簿を提出することによりまして、設置について認証を受ける制度となっております。

続きまして、(2)の「港区の日本語学級の状況」につきましてご説明いたします。

区では、平成3年度に区立小学校に通う日本語能力が不十分な外国人児童・帰国児童等に対して、日本語の習得及び生活習慣の習得を目的として、筈小学校に日本語学級を設置しました。平成29年1月現在47名が通っております。現在、学級編制基準の2学級40名より7名超過しており、新たに希望する児童の受け入れができない状況となっております。中学校につきましては、現在、日本語学級を設置してございません。今後は、設置当初の目的を踏まえまして、対象とする児童・生徒数の動向によりまして、ほかの小学校や中学校へ設置校を拡大する必要がございます。資料の2ページ目の上段に、過去5年間の筈小学校の通級者数についてまとめた表がございます。

続きまして、(3)「日本語適応指導について」でございます。

東京都の制度でございます日本語学級とは別に、港区独自で平成12年度から、日本語学級に通級していない児童・生徒等を対象に、指導員を派遣する日本語適応指導を実施しております。1人につき年間48時間を上限に派遣してございまして、日本語の個別指導を行ってございます。

続きまして、2ページ目の下の方の2番「日本語学級に関する需要調査の結果について」でございます。

区では、平成30年度以降の日本語学級の新たな設置についての必要性を検討するため、平成28年11月に各幼稚園・小・中学校を通して、日本語指導が必要と考えられる園児・児童・生徒の人数について調査を行いました。その結果、28年11月時点で日本語指導が必要であると学校や

園で判断しました人数は、幼稚園で35人、小学校で86人、中学校で31人となりました。このうち小学校につきましては、平成28年11月現在で、86人中44人が筈小学校の日本語学級に通っております。

3ページ目の上の方にございます表をご参照いただきたいのですが、この28年11月時点の人数から筈小学校の日本語学級に通級しております児童を除きまして、30年度に向けて2学年、学年を進行させますと、平成30年度に日本語指導が必要な人数は、小学校では63人、中学校では27人いることが分かりました。

参考資料2の方に、30年度に日本語指導が必要な人数について、各学校別・学年別の表をつけさせていただきました。全地区の小学校の中で麻布地区が29名と最も多い結果となりました。

ここで会議資料の方に戻り、ご参照いただきたいのですが、3ページ目の3番「小学校での日本語学級の新たな設置について」の「新たな設置の必要性」についてでございます。

需要調査の結果、筈小学校の日本語学級に通級している児童を除きまして、平成30年度に日本語指導が必要な小学生、児童は63名いることから、日本語学級を新たに設置することが必要でございます。また、現在、筈小学校の日本語学級に筈小学校以外から通級している児童は、日本語指導が必要とされる児童の約30%に相当します。これを参考に試算しますと、筈小学校以外の小学校で新たに日本語学級を設置した場合、東京都の認証基準でございます10人以上の通級者が見込まれます。

詳細につきましては参考資料の3の方をご参照いただければと思います。参考資料の3でございますが、まず最初の表が、需要調査の結果分かりました86名の所属している学校です。筈小学校の児童が26名いまして、そのほかの児童が60名という内訳となっております。このうち、2番目の表でございますけれども、筈小学校の26名は全員が筈小学校の日本語学級を利用しているということでございます。2番目の表の「他校」の18人なのですが、1番目の表の「他校」の60人のうちの割合でございます、これが30%でございます。ですので、筈小学校に設置してございます日本語学級ですが、他校から必要とされる子たちが3割ほど通っているということが現状でございます。

続きまして、会議資料の方にまたお戻りいただきたいのですが、3番の(2)「設置場所について」でございます。

平成30年度に日本語指導が必要な児童63人の地区別の人数では、麻布地区が29人と最も多いことから、麻布地区の小学校を日本語学級の新たな設置場所とすることが効果的であると考えてございます。麻布地区の学校の中で、今後の児童数や学級数の推計などを踏まえますと、麻布小学校だけが日本語学級を新たに設置するための教室を確保することができます。そこで、平成30年度に麻布小学校におきまして日本語学級を新たに1学級設置することを東京都と協議してまいります。

続きまして、4番の「中学校での日本語学級の新たな設置について」でございます。(1)の「新たな設置の必要性」でございます。

需要調査の結果、中学校におきましては平成30年度に日本語指導が必要な生徒が27人いるこ

とから、日本語学級を新たに設置することが必要と考えてございます。中学校では、小学校とは違いまして、保護者による送迎が必要ございません。ですので、27名のうち多くの生徒が日本語学級に通うことを見込むことができます。

(2)の「設置場所について」です。

27人の地区別の人数では麻布地区が11人と最も多いことから、麻布地区の中学校を日本語学級の新たな設置場所とすることが効果的であると考えます。麻布地区にございます六本木中学校と高陵中学校の2校でございますが、いずれも日本語学級を新たに2学級設置するための教室を確保することができます。また、全地区の学校から通うことを考慮しますと、六本木中学校と高陵中学校に通う場合の交通の利便性でございますが、六本木中学校の方が所要時間や交通費の面におきまして通級しやすい場所でございます。詳細につきましては参考資料の4番の資料をご参照いただきたいのですが、資料におきましては真ん中に出発校を記載してございます。全地区の各学校から、それぞれ六本木中学校に行く場合、高陵中学校に行く場合、所要時間と交通費とを試算した表でございます。ご参照いただければと思います。以上のことから、平成30年に六本木中学校におきまして日本語学級を新たに2学級設置することを東京都と協議してまいります。

最後に、「今後のスケジュール」についてでございますが、資料1の5ページ目をご参照ください。

来月、29年4月中に東京都へ通級者の見込みに関する資料を提出の上、仮申請を行いまして、東京都と協議を始めます。協議の結果、東京都で予算措置がなされた後には、改めまして教育委員会におきまして新たな設置についてご審議をいただきます。その上で30年2月には東京都へ日本語学級設置の申請書を提出いたしまして、東京都の認証を受ける予定でございます。その後3月に区民文教常任委員会へ報告をいたします。そして、平成30年4月に日本語学級を新たに麻布小学校と六本木中学校に設置をする予定でございます。

甚だ簡単ではございますが、説明は以上でございます。ご協議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。

ご意見ご質問、ございますでしょうか。

○澤委員 詳細なバックグラウンドの調査に基づいて、麻布地区の小学校・中学校に日本語学級を新たに設ける、その可能性等、非常に明快に説明していただいたなというように思います。これは前から教育委員会で、日本語学級が筈小学校だけでは足りないのではないかというような意見もありました。それが今回こういうような形できちっと調査もしていただいて、東京都に提案できるようなところまで持ってきていただいたということは、すごくよかったなと思います。特に質問ではないのですけれども。

○小島委員 今、澤委員が言ったように本当、「もう日本語学級、筈小学校だけでは足りないよ」と。もっといくつか設置してほしいという話は前から出ていました。

○澤委員 それから今日の総合教育会議でも区長の方から、もっと日本語に親しんでもらうようなチャンスといいますか、そういうのが必要なのではないかという話もあったので。

○小島委員 感触としてはどうなのでしょう、小学校で一つ、中学校に2クラスというのは。

○教育政策担当課長 30年度の、麻布小学校に在籍する子の見込みなのですが、7名でございます。そこに他校から麻布小学校に通う子の割合30%を加えますと、プラス7名で14名の子が来るであろうと見込んでございます。中学校におきましては、初めて中学校に設置をしますので、今27名という数字が出ておりますが、10名以上は確保できるのではないかと見込んでございます。

○小島委員 これは、六本木で2クラスなのですが、二つの中学校で1クラスずつというわけにはいかないのですか。それはなかなか難しいのですか。

というのは、分散して、六本木中学校、あとまた他地区の中学でもやった方が利便性は高いのかなというような気もするのですけど。

○教育政策担当課長 中学校におきましては27名でございますので、今のところ一つの学校で始めた方がいいのではないかと。教育委員会内部の、次長を座長とした関係課長、学校長、園長を構成メンバーとする会議におきましては、一つの学校でやっていった方がいいのではないかとという検討をしてきたところでございますが、ご意見は参考にさせていただきます。

○小島委員 日本語学級が港区内で分かれる、そうすると例えば外国の子女が、「日本語学級があつてうちからも通えるから」と言ってくるかもしれないとか、まあ、色々なことを考えると。

○澤委員 確かに小島委員が言われるように、今の統計を見ても中学校の場合は麻布地区と高輪地区に多いですね、だからそういうようなニーズもあるかなとは思いますがね。

○小島委員 だから10人以上というのは、他地区からでも「ここに日本語学級ができれば行きたいよ」という人を入れていいわけですね、希望者に。

○教育政策担当課長 ほかの学校に在籍している子も、新たに設置する日本語学級に通うことは可能です。

○薩田委員 この参考資料2の、平成30年度に日本語指導が必要な人数というのは、保護者の方とかの聞き取りとかではなくて、実際自分がもしあるのだったら通いたいとか、意思があるとか、そういうことまで詳しく聞いてではなくて、学校の先生が感じていらっしゃる必要人数なのでしょうか。実際に本当に通うつもりというか、そこまではっきりしなくてもいいのでしょうか、どうなのかなと。

○教育政策担当課長 この参考資料2の数字でございますが、現在のところ保護者の方に伺った上での数字ではなく、各学校にお願いをしまして、学校の見取りで、この子は日本語指導が必要である、日本語学級に通ったり日本語適応指導を受けた方がいいと言われていた人数をもとに出してございます。

○薩田委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

東京都に協議する際は、〇〇小学校、〇〇中学校というように具体の学校を示すのですか。

○教育政策担当課長 教育長がおっしゃるとおり、協議をする際には具体的な学校名を掲載しまして仮申請をします。

○教育長 先程小島委員から意見をいただいておりますので、六本木中学校で2学級で申請しておい

て、区教委での検討の結果、2校1学級ずつということでも構わないですか。

○教育政策担当課長 実際、4月の末までに仮申請をするのですが、教育長のおっしゃるとおり今から2校にすることは可能でございます。

○教育長 途中で変更しても大丈夫ですか。

○教育政策担当課長 申し訳ございません、途中で変えることは。

1学級設置するのに教員が2名必要でございます、一つの学校に1学級設置しますと教員が2名です。2校となりますと教員が合計4名必要になります。仮に一つの中学校に2学級設置しますと教員が3名で済みます。ですので、東京都の方でも予算措置が必要でございますので、可能性として教員4名より3名の方が通りやすいという事情がございます。

○教育長 予算措置がなされないとだめだということですね。

○教育政策担当課長 仮申請をして協議をした結果、東京都の方で予算措置がなされた上でないと設置の決定には進まないという制度です。

先程説明させていただきましたとおり、4名と3名で、3名の方が通りやすいという事情もありますけども、今日いただいたご意見を参考にさせていただきながら、中学校につきましてはもう少し検討してまいりたいと思います。

○小島委員 時間的にまだ若干あるのでしょうか。そこはよく検討していただけたらと思います。

○澤委員 それから作戦もあると思いますよ。まず六本木で、通りやすいところで認めてもらって、それで、これだけ需要があるからもう一つのもと、そういうようなことも可能性としてはあるのではないかなど。現時点では東京都の姿勢がよく分からないのですが。

○小島委員 こっちが2学級で、さらにもう1学級とろうということ。

○澤委員 いやいや、違います。色々な要望があるから、それも含めて検討していけばいいのではないですかね。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 この件は非常に大事なのですね。今日の総合教育会議でも区長の方から、日本語は大事だから、きちっと教えなくてはいけないというご意見をいただきました。このように、この件は区全体の問題としても大事な話なのです。

○教育長 それでは、この案件については協議したということで、よろしいでしょうか。

そのようにさせていただきます。

日程第4 教育長報告事項

1 平成29年度予算特別委員会の総括質問について

○教育長 次に、日程第4、教育長報告事項に入ります。「平成29年度予算特別委員会の総括質問について」説明をお願いします。

○庶務課長 平成29年度予算特別委員会がございました。その総括質問についてご報告いたします。委員会資料ナンバー2でございます。

平成29年度予算特別委員会でございますが、3月10日に教育長に対して総括質問がございま

した。資料のとおり、自民党議員団の清原和幸委員から共産党議員団の熊田ちづ子委員まで4名の方からご質問がありました。

それでは、主な質問・答弁についてご説明をいたします。

まず自民党の清原委員でございます。小・中学校での心の教育をどう進めているかという質問でございます。小・中学校では、道徳の時間を初めとして、学校教育全体を通じて心の教育の充実に努めているということでございます。来年度からは国に先駆けまして、次期学習指導要領が目指している「考え、議論する道徳」、これを全校で展開してまいるということで答弁してございます。

次に、みなと政策会議の杉浦委員から、幼少期からの男女平等参画を教えていく上で、まずは先生方の教育が大事ではないかというご質問です。これにつきましては、初任者研修で人権教育プログラムを用いての実践例の研修をしているということでございます。また、教員を対象に年3回の人権研修会でも研修を進めているということでございます。

続きまして4ページに移りまして、次期学習指導要領の改訂をどのように受け止めているか、特に英語ですけれども、何か変更があるのかというような質問です。次期学習指導要領ではアクティブ・ラーニングの手法を取り入れた授業というのが示されております。区では既に各学校で実施しているものもでございます。学校では月2回土曜授業も実施して、国を上回る授業時間を確保してございます。区独自に実施しております1年生からの国際科の英語の授業につきましても、これまでどおり週2回実施していくと答弁してございます。

続きまして、公明党議員団の池田たけし委員から、小学校1年生の交通事故が多いということで、どういう指導をしているのかという質問でございます。これにつきましては、月1回の「安全指導日」での安全指導、また警察署と連携した交通安全教室を学校ごとに実施しておりますということです。小学生の負傷者は年々減っている状況にあるということをお答えしてございます。

5ページに移りまして、特別支援教育のさらなる充実ということのご質問です。昨年4月からの全小学校での特別支援教室の実績をお知らせしたところでございます。今後も子ども家庭支援センターなどと連携を深めて、取り組みを進めてまいりますということでございます。

次、共産党議員団の熊田委員でございます。新入学学用品・通学用品費の見直しです。通知が来たらすぐに支給するよという質問でございます。現在の単価でございますけれども、区の方は都区財政調整制度の金額に基づいて決定しているということでございます。この時点でございますけれども、国の予算案の動向を注視して、都区財政調整制度の単価の見直しを検討していく必要があるということをお答えしてございます。

6ページに移りまして、柔道着を教育委員会が用意するというので、3年間でわずか30時間ぐらいしかない授業で、学校配当予算ではなくて、レンタルも含めて、必要なものを全部教育委員会で用意すべきだという質問でございます。これにつきましては、一般の体操着ですとか水着と同様に体に合ったものというのが必要だということで、各自で用意していただくことが基本としてございます。ただし、学校によっては公費で購入したものを貸与しているということもあるということでございます。このような学校の色々な意向を尊重していくのだということで、一律に用意はしないということでございます。

最後に、都立品川北ふ頭公園のグラウンド整備についてです。シーズンオフの全面改修、土の総入れかえについて、きちんと東京都と相談してやるべきだということでございます。これについては、年1回の土の入れかえ、あと緑地部分の草刈りを年4回していますということでございます。

簡単ですが以上になります。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問ございますでしょうか。

○小島委員 「都区財政調整制度」というのが説明で出ているのですが、これはどんな内容なのですか。

○学務課長 区の税金を都と区で協議して、配分していくという制度でございます。

○小島委員 財政調整というのはどういう意味なのですか。都が補助金を出して、出す金額をいくらにするかを都と区が、区の連合体が話し合うのか、それとも都の補助金をどの区がいくらぐらいもらうかというぶん取り合戦をするのか、何を調整するのですか。

○学務課長 区の税金を都がまとめて、それを配分するという事です。

○教育長 固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税の三税は、本来であれば区に入ってくるのですが、23区はその税金を一旦東京都が集めて、清掃とか消防という東京都がやっている業務に一部使うことになっています。どこの区でも同様に就学援助制度があるので、その単価も決めて、就学援助制度に税収の一部を事実上使用していくという仕組みです。財政調整制度は、これらの財政を調整するという意味で、国レベルでの地方交付税制度の東京23区版です。

○小島委員 なるほどね。

そこでは、何はいくら、何はいくらってお墨つきみたいに、ランドセルはいくらだとか鉛筆はいくらだとか、そういうことまでやるのですか。

○学務課長 就学援助に関してはかなり細かく決まっております、クラブ活動費は何百円だとか、それ以外にも新入学学用品費はいくらだとか、項目としては10以上になります。細かく決まっております。

○小島委員 それは交渉のベースによって大分違うのですか、それとももう金額的とか人数とか決まってくるものなのですか。

○学務課長 算定のための単価を引き上げる際には各区の意見を聞いてくれるということです。

○小島委員 だけど区長のお答えとしては、「都区財政調整制度の金額に基づき決定しております」と。だから、そこら辺でもう決まって、「23区みんな決まった内容でやっていますよ、そう簡単に区議さん質問されても困りますよ」と言うかどうか分かりませんが、そのような雰囲気を読めるのですが、そういうことですか。

○教育長 現在の新入学学用品費・通学用品費は、2万円位ですか。

○学務課長 そうです、2万数千円。

○教育長 ほとんどの区は、財政調整制度上の2万円余の金額で支給しています。この金額を国が来年度予算で倍に上げました。

○小島委員 国が決めたらずいお金来るのではないですか。

○教育長 国が29年度予算で上げるという段階で、区は、29年度予算を編成していました。国

も今、審議していますので、予算が通らない場合もあります。国が最終的に金額を29年度予算で上げた上で、30年度、国と同じように上げましょうということを、23区で東京都に要請して、東京都も了承した場合に区としても上げていこうという流れです。

○小島委員 なるほど。わかりました。

○教育長 ほかにありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

ここで時間が大分経過しましたので、4時再開ということで休憩とします。

(休憩中)

○教育長 それでは、再開いたします。

2 寄付の受領について

○教育長 次に、「寄付の受領について」説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、「寄付の受領について」ご報告いたします。資料ナンバー3でございます。

寄付の受領につきましては取り扱い内規がございまして、寄付の見積価格が概ね100万円を超える場合、また、卒業記念や周年記念の寄付を受領した場合に教育委員会へ報告することとなっております。平成28年度の受領分について調査をいたしましたので、そのご報告となります。

資料1ページにありますとおり、幼稚園の修了記念といたしまして1ページから2ページにかけて7園、小学校の卒業記念としては2校、この資料のとおりのお品、寄付をしていただいて受領しております。特に幼稚園は子どもたちが日常的に使えるようなもの、また手づくりのものなどかいたところで、この価格についても材料費となっております。心温まる品物をいただいて、今後、園・学校で有効に使っていただけると思っております。また、周年記念といたしましては、2ページから3ページにかけてでございますけれども、1園と三つの小学校でそれぞれこの物品をいただいてございます。

寄付を申し出た方に対しては、教育委員会から受領書とお礼状をお送りしてございます。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 (仮称) 港区立科学館展示実施設計及び展示物等の製造について

○教育長 次に、「(仮称) 港区立科学館展示実施設計及び展示物等の製造について」説明をお願いします。

○教育政策担当課長 「(仮称) 港区立科学館展示実施設計及び展示物等の製造」につきまして説明させていただきます。資料は資料ナンバー4でございます。最初にナンバー3でして、差しかえ

の結果4となつてございます。また、資料4-2のA3版の資料となります。4-2の資料なのですが、これは展示実施設計そのものの概要版でございます。ご説明用の資料でございます。

それでは、資料ナンバー4の方をご覧ください。1「(仮称)港区立科学館の経緯等」についてでございます。(仮称)港区立科学館は、気象庁虎ノ門庁舎、港区立教育センターとの複合施設としまして、平成32年度に開設する予定でございます。展示物などにつきましては、平成27年5月に「体験学習センター展示基本設計」を策定しまして、当時教育委員会でお諮りもしてございます。また平成28年1月には、新しい教育センターの体験学習センターの機能につきましては、子どもたちの学びのためだけではなく、広く一般の区民の方にも科学の魅力に触れる機会を提供する公の施設として整備することといたしました。この件につきましても、教育委員会の方でご審議をいただいております。そして本年の2月には、展示物とプラネタリウムにつきまして「(仮称)港区立科学館展示実施設計」を策定いたしました。その概要のご報告と、展示実施設計に基づいた今後の展示物及びプラネタリウム機器等の製造について報告させていただきます。

次に、2番の「(仮称)港区立科学館展示実施設計について」でございます。

(仮称)港区立科学館の目的ですが、三つございます。

一つ目は、何よりも「学校の学びの補充・展開の場」とすることです。ここで資料4-2の概要版4ページをご参照ください。概要版4ページに記載してございますとおり、学習指導要領の単元構成を踏まえた展示を展開していくとともに、学校では実施が難しい授業や実験等を展開してまいります。

また会議資料4の方にお戻りいただければと思います。

二つ目には「子どもたちが科学の楽しさを発見できる場」とすること。そして三つ目に、大人たちが科学に触れ合う「科学の世界へ誘う場」とすること。三つの目的が科学館の目的でございます。そのため(仮称)港区立科学館では、科学を楽しみながら学ぶことができるように、港区の特性を生かした体験型の展示を行ってまいります。

また資料4-2の7ページ目をご参照ください。7ページは1階の部分を上から俯瞰したイメージ図でございます。1階は、常設展示コーナー、多目的体験ホール、実験室・工作室で構成されます。常設展示コーナーのこの球体部分の上、2階部分にプラネタリウムを設置します。

「常設展示コーナー」について説明させていただきます。この円形のコーナーの中央部分に、港区の高低差の大きい特徴的な地形の模型を設置いたします。この模型なのですが、地形の模型は白色で作成をいたします。そのため、この地形の模型をスクリーンとして見立てて、さまざまな映像を投影することが可能です。詳細につきましては、地形模型の方は7ページではなく10ページ目に詳細が記載されてございます。

すみません、ここでは7ページの方を引き続きご参照いただければと思います。地形模型の周りを囲むように、両面ガラスの情報ショーケースという展示の棚を4台配置します。これは、イベントなどに合わせまして展示物の入れかえが容易なつくりとなっております。

コーナー全体の外周部なのですが、体験ができる展示装置を21台配置いたします。この内訳なのですが、大きく四つのテーマに分けて、「しぜん」「まち」「うみ」「わたし」という四つ

のテーマに基づいた、四つの大型展示を設置していきます。また、そのほかに17台の体験型展示装置を設置いたします。

続きまして、「多目的体験ホール」についてでございます。7ページの方を引き続きご参照いただければと思います。

多目的体験ホールですが、このホールは、企業や大学や気象庁とも連携・協働することによりまして、港区の特徴を生かした企画展やイベントを実施することができるスペースです。ここには企画展示を行うための可動式の展示ステージを6台設置いたします。

多目的体験ホールの上の方にあります「実験室・工作室」についてです。ここでは、学校では実施することが難しい特殊な設備を使った実験など、学校での学びを支援するプログラムを展開していきます。実験機器や薬品などを収納・保管するための棚を壁面に設置していきます。

続きまして、「プラネタリウム」についてでございます。資料4-2の概要版の18ページ目をご参照いただければと思います。

プラネタリウムの機器につきましては、自然に近い美しい星空を写すことができます光学式プラネタリウムが一つと、臨場感のある映像を投影することができますデジタル式のプラネタリウム、この二つを組み合わせた機器の導入を予定しております。そうすることで、子どもたちだけでなく大人にとっても魅力のあるプログラムを展開してまいります。

度々恐縮です、会議資料4の方にお戻りください。資料4の2ページ目、下の方でございます(5)の「障害者などへの対応について」でございます。

常設展示コーナーは、車椅子の方でも動きやすいように動線を広く確保した配置としております。また、中央に配置します地形模型は、子どもや車椅子の方でも見やすいように、床から70センチの高さとします。

また、展示棚であります情報ショーケースの裏側には情報端末を設置しまして、指で画面に触れることによりまして、スマートフォンと同じように文字を拡大して表示することができるものとします。そのほか、資料に記載しましたとおり、視覚や聴覚に障害のある方に配慮してまいります。

次に、3ページ目の(6)「多言語対応について」でございます。多言語対応につきましては、また概要版の14ページ目をあわせてご参照いただければと思います。

まず①の解説用のグラフィックパネルについてでございますが、2か国語表示を基本として作成します。映像コンテンツや情報端末につきましては、日本語表示と英語表示を切りかえられるシステムとします。

プラネタリウムにつきましてはの多言語対応ですが、英語で解説を聞くことができる補聴システムを導入いたします。パンフレットや解説シートといった紙でお配りするものにつきましては、4か国語、日本語、英語、中国語、韓国語で作成いたします。

また会議資料の方の3ページ目をご参照ください。3「展示物及びプラネタリウム機器等の製造について」でございます。まず(1)展示物の製造についてですが、展示実施設計に基づきまして展示物を製造するために、平成29年第2回港区議会定例会に展示物等の製造請負契約議案を上程してまいります。予算額は、平成29年度から平成31年度までの債務負担としまして3億9,2

04万円でございます。また(2)のプラネタリウム機器の製造につきましては、平成29年9月までにプロポーザルを実施しまして、投影機器の製造などを行う事業候補者を決定いたします。その上で、平成29年第4回港区議会定例会に契約議案として上程をいたします。予算額は、平成29年度から平成31年度までの債務負担としまして3億3,156万円でございます。

最後に、資料4の4番「今後のスケジュール」でございます。

平成29年度中はただいま説明させていただきましたとおり進めてまいります。平成30年10月には(仮称)港区立科学館条例を制定しまして、平成31年3月には指定管理者の指定を行う予定でございます。平成32年3月までには展示物、プラネタリウムともに製造を完了しまして、32年の4月には(仮称)港区立科学館の開館を予定しております。

甚だ簡単ではございますが、説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明に対しまして、ご質問ございますでしょうか。

○**澤委員** これも特に質問とかということではなくて、素晴らしい施設が港区にいよいよでき上がるのだなという、ワクワク感がありますね。細かいことは具体的なものになってから、聞かないとよく分かりませんが。こういうことでまた、子どもたちを含めて、理科とかに興味を持ってもらう、いいきっかけになればということ期待したいなと思います。

○**薩田委員** 本当にそうです。楽しみです。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

4 港区立箱根ニコニコ高原学園一般団体利用再開の告示について

○**教育長** 次に、「港区立箱根ニコニコ高原学園一般団体利用再開の告示について」説明をお願いします。

○**学務課長** それでは、「港区立箱根ニコニコ高原学園一般団体利用再開の告示について」ということで、ご説明をさせていただきます。資料ナンバーの5をご覧ください。

初めに、1の「これまでの経緯」でございます。平成27年6月に気象庁の箱根山噴火警戒レベルが3に引き上げられたことに伴い、区は箱根ニコニコ高原学園を臨時休園とすることを決定し、港区教育委員会告示第19号により、臨時休園の期間を、終わりを明記しないで「当分の間」ということとしてございました。その後、噴火警戒レベルが1に引き下げられ、箱根山の火山活動が安定していることなどから、平成29年5月からは小学校の利用を、そして11月からは社会教育活動等を行う一般団体の利用を再開することとしております。

次に、「今後の対応」でございます。一般団体の利用再開日については、移動教室が終了する翌日の平成29年11月3日からとします。そのため、「当分の間」としていた臨時休園の期間は「平成29年11月2日まで」とし、告示することといたします。

今後のスケジュールは、3月29日に告示、ホームページ掲載、6月1日「広報みなと」掲載、11月3日に社会教育活動等を行う一般団体の利用を再開というスケジュールでございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますでしょうか。

○澤委員 よかったですね。うちの方の赤坂のスポーツクラブなんか結構毎年ニコニコ学園を利用させていただいて、「いつ再開するのか」などと聞かれたりもしました。本当によかったです。

○教育長 よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

7 生涯学習推進課の4月事業予定について

8 図書館・郷土資料館の4月行事予定について

9 4月指導室事業予定について

○教育長 次に、「生涯学習推進課の4月事業予定について」、「図書館・郷土資料館の4月行事予定について」、「4月指導室事業予定について」、この3件の定例報告につきましては配付資料のとおりです。各報告事項につきましてご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

先程ちょっと保留になった、議案第26号の関係での施設の内容について、学務課長の方からお願いします。

○学務課長 先程ご質問いただきました議案第26号の施設の名称のうち、「短期」とは何かということでございますけれども、お調べいたしまして、やはり当初は短期間入所ということでこのネーミングになっているということでございます。ただ実際は、平均で2年半を超えている現状だということ、そういったこともあって、「短期」と名乗ることで誤解を与えないように、それを外してネーミングをしたということです。以上でございます。

○小島委員 分かりました。

○教育長 本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、そのほか何かありますか。

○庶務課長 特にございません。

○小島委員 ちょっといいですか。

指導室長、3年間指導室長をやられて、港区の教育委員会もこの3年間でどの程度教育力を向上されたのか、その点お聞きしたいのですが。

○指導室長 失礼いたします。

まず指導室の事業は教育委員会の中の一担当課ということで、その室長ということで業務遂行をさせていただきましたけれども、教育長を初め教育委員の先生方に支えられての結果だったかなと思っております。

私は、統括時代の3年も含めて、管理職は都合6年間ということなのですが、そこから振り返りますと、小中一貫教育校お台場学園のスタート、それに伴って全区での幼小中一貫教育の展開、アカデミーという名称等も私が在任中に決めて進めたような経過です。また、いち早く授業時数増にかかわって、土曜授業を全都的にも一番早く認められたと。そういったことの中で、新しい

教育課程、今、これから新しい学習指導要領が実施されようとしているわけですが、そういうことに対しても港区は、先生方からの大変貴重なご意見等を頂戴して、この新しい学習指導要領についても特段何か慌ててすることなく進められてきたかなと思っております。

学力向上等についてはまだまだ課題もございますけれども、私の後任にはまた優秀な人間が集まりますし、統括もまだおりますので、しっかり引き継いでくれるものと思っております。

また、さまざまな子ども生活指導関係等についても、いじめ防止にかかわる条例設置についても、これは私の室長在任中に本当に担当する指導主事がよく頑張ってくれて、新規条例でしたので例規審等にもかけたりとかそういった経験もさせていただきながら、これについてもおそらく全都の中でも港区が先んじてやったということで、その後慌ててほかの区が条例設置をしたりして、会議体についてもそういったような経緯もございます。

いずれにしましても私は、本当に色々な意味で支えていただきながら進められたかなと思っております。私は他区への異動ですかね、ちょっと学校現場の方に戻る形になりますけれども、ここで学んだことを自分の学校経営の中にどのように取り込んでいくかということも含めて、また違うところで、東京都全体、また港区が全国の教育をリードするという考え方で進めていたことを自分の経営の中にまた生かしていきたい、進めていければと思っております。貴重なお時間を頂戴してありがとうございました。どうも本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○小島委員 統括で3年、室長で3年。大いに成果を上げていただいたと思いますよね。

○教育長 では、澤孝一郎委員におかれましては、特段の事情がなければ、本日最後の教育委員会になります。ぜひ一言ご挨拶を、よろしくをお願いします。

○澤委員 確かに4期16年にわたってやらせていただいたので、これが本当に最後の教育委員会なのかと思うと、ちょっと信じられないような気持ちではあります。平成13年に小島先生と一緒に教育委員にならせていただいたときは、まだまだ港区も統廃合の後半で、確か幼稚園は16園あったのですが、当時の教育委員会の議事録を見ると、毎回のように配置計画の見直しという議論をしていました。この「港区の教育」の中の区の基本方針も「住み続けられるまち」というような状況で、多分人口も15万か、何か相当落ちたのですかね。それが今や25万を超えたのですか。だから、我々はそういう意味では港区のどん底のようなときに教育委員にならせていただいて、それから色々なことがありましたけれども、全体的には、港区が住み続けられるまちではなくて選ばれるまちになってきたかなと思います。日本の人口は減っているにもかかわらず、港区の人口はどんどん増えているということは、昔からいる住民が住み続けられるということだけではなくて、港区に住みたいという人がどんどん出てきているというのが今の現状かなと。そういった意味では、芝浦第二小学校をつくらないといけなかったり、16年前の状況と比べるともう様変わりということですね。そういう中で私どもが4年目のときだったのですかね、武井区長が原田さんの後になられて、先程区長にもお話したのですが、我々教育委員会としては、区長が「教育の港区」という旗印を掲げていただいたのがすごく力強く感じた。そういう中で今、指導室長が言われたように、東京都あるいは日本に先駆けて、いくつかのことができた、そういう中で教育委員をやらせていただいたということも、すごくありがたいなと思っております。これからも港区が、東京都がこう言

ったから右向くとか、国がこう言ったから下向くというのではなくて、子どもたちに「自ら問題を発見して自ら解け」と言っているわけだから、教育委員会そのものがそういう姿勢で、これからもやっていただくことを期待したいなと思っています。

どうも色々長いこと、ありがとうございました。

○教育長 お疲れさまでした。

(拍手)

「閉会」

○教育長 それでは、以上をもちまして、平成29年第9回港区教育委員会臨時会を閉会といたします。

次回は、定例会を4月13日木曜日、午前10時から開催の予定です。よろしく願いいたします。

お疲れさまでした。

(午後4時30分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 小島 洋祐